

札幌市議会第一部予算特別委員会記録（第9号）

令和7年（2025年）3月24日（月曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 32名（欠は欠席者）

委員長	村山拓司	副委員長	小口智久
委員	三上洋右	欠委員	勝木勇人
委員	五十嵐徳美	委員	長内直也
委員	佐々木みつこ	委員	伴良隆
委員	藤田稔人	委員	村松叶啓
委員	三神英彦	委員	山田洋聡
委員	和田勝也	委員	小野正美
委員	ふじわら広昭	委員	しのだ江里子
委員	林清治	委員	松原淳二
委員	うるしはら直子	委員	たけのうち有美
委員	おんむら健太郎	委員	定森光
委員	國安政典	委員	前川隆史
委員	竹内孝代	委員	熊谷誠一
委員	太田秀子	委員	佐藤綾
委員	吉岡弘子	委員	荒井勇雄
委員	波田大専	委員	成田祐樹
委員	米倉みな子		

開議 午後1時

●村山拓司委員長 ただいまから、第一部 予算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。勝木委員からは欠席する旨、こじま委員からは伴委員と、中川委員からは藤田委員と、田中委員からは佐藤委員と、坂元委員からは荒井委員と交代する旨、届出がありました。

それでは、議事に入ります。

第8款 教育費 第1項 教育委員会費から第9項 学校整備費まで及び第11款 職員費 第1項 職員費中関係分について、一括して質疑を行います。

●和田勝也委員 私からは、高校改革についてお伺いをいたします。

札幌市教育委員会では、平成29年に札幌市立高校教育改革ビジョンを、令和5年3月には、後期に当たる第2期実行プランを策定し、改革を段階的に進めております。

この間、国の制度改正や成年年齢の引き下げなど、高校教育を取り巻く環境は大きく変化しました。

高校生が在学中に大人になる今、地域や企業とつながり、社会を知ることがこれまで以上に重要になってきております。

第2期実行プランでは、地域や企業、大学等と連携した教育の充実や学校と地域・企業等をつなぐ体制の整備が重点項目に挙げられ、高校と地域をつなぐコーディネーターの設置が検討され、各校のニーズに応じて学校外の社会教育資源との接続を支援するとの記載がございます。

そこで一つ目の質問ですが、高校と地域をつなぐコーディネーターの設置の経緯と取組状況について伺いをいたします。

●吉田調整担当部長 高校と地域をつなぐコーディネーターの設置の経緯と取組の状況についてお答えいたします。

札幌市では、平成29年度からの第1期高校教育改革実行プランにおきまして、国の要請に先んじて、地域・企業等との連携協力体制の強化に向けて、学校の要望に添って教育活動を支援する総合調整役である市立高校コンシェルジュを設置し、学校外の人材活用のコーディネートや各高校の魅力発信のための広報活動の支援を行ってきたところでございます。

令和5年度からの第2期実行プランにおいては、委員ご指摘のような国の動きを受けまして、高校と地域の連携、協働のより一層の強化が必要と考え、これまで市立高校コンシェルジュが担っていた役割のうち、学校外の人材活用のコーディネート役に加え、地域社会と関わる教育課程の企画、支援などを行う高校と地域をつなぐコーディネーターを新たに設置し、令和6年6月から活動を開始したところでございます。

新たに設置したコーディネーターには、企業や大学等の人材のつながりを幅広く持つ方々に各校個別に受け持っていただき、各校の特色やニーズに沿ったきめ細かい伴走支援を行う体制を整えたところでございます。

●和田勝也委員 私も先日、国際バカロレア教育を導入している開成中等教育学校を視察し、実際に生徒たちが課題探究学習に主体的に取り組んでいる姿を目にしました。

国際バカロレア教育は、多角的な視点から課題を探究する特色的なカリキュラムを有し、双方向・協働型の授業を通じてグローバルな視点や論理的思考力、表現力などを育てる国際的な教育プログラムです。

これからの時代は変化が激しく、正解のない課題に向き合う力が求められます。だからこそ、自

ら問いを立て、深く考え、対話しながら課題の本質に迫っていく探究的な学びは、非常に重要だと改めて感じました。

今の地域や社会が抱える課題が何であるか、それに対して自分はどうか関わっていくのか、こうした視点を高校生のうちから持つことができれば、進路選択の幅も広がり、自らの生き方にもつながっていくものと考えます。

その意味でも、高校と地域をつなぐコーディネーターの役割は、今後、ますます重要になってくると思います。社会とのリアルな接点を持つことで、学びはより深まり、将来像もより具体的になるはずです。

そこで質問ですが、今年度、コーディネーターを設置して、どのような成果があったと認識しているのか、伺いいたします。

●吉田調整担当部長 高校と地域をつなぐコーディネーターの成果についてお答えいたします。

コーディネーターは、探究活動などの事業支援や学校と地域企業との調整業務までの幅広い役割を担い、各校の特色に応じて様々な支援を行っております。

例を挙げさせていただきますと、個々の生徒の研究テーマと親和性の高い企業や、大学研究者とのマッチングをコーディネーターが担い、大学の研究につながるような学びに近づいてきていると認識しております。

さらに、生徒と地域・企業をつなげ、地域や企業の課題など多様なテーマについて、グループ単位で解決策を考える等の探究活動が次々と展開されており、学びの質が高まっている状況にございます。

来年度におきましても、コーディネーターを活用し、各校の特色やニーズに沿ったきめ細かい伴走支援を行い、高校生の学びが一層深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

●和田勝也委員 短期間ながら一定の成果を上げており、来年度からは通年での活用が可能となることから地域や企業、大学との連携をさらに深

め、探究学習や個々の進路に応じた多様な学びが一層広がることを期待をしております。

社会の急激な変化や、将来の不確実性が増す中、高校生が自ら課題を発見し考え、他者と協働して答えを探っていく力が求められます。こうした力の育成は、今後の教育において極めて重要だと考えます。

また、進路や生き方が多様化する中で、生徒が自分らしい学びや、キャリアを描ける環境を整えることは、市立高校の今後の在り方を考える上で欠かせない視点でございます。こうした背景を踏まえると、札幌市立高校の改革は、より広い視点と中長期的なビジョンを持って進めていく必要があることと考えております。

そこで、これまで開成中等教育学校や、大通高校の校長を歴任され、長年にわたり行政の立場から高校改革を担ってこられた廣川教育次長にお尋ねをいたします。

今後、教育委員会として、どのようなことを重視し、高校改革を進めていこうとされているのか、お伺いをいたします。

●廣川教育次長 どのようなことを注視し、高校改革を進めていくのかというご質問でございますが、市立高校におきましては、各校の生徒が学校の垣根を越えて合同で学び合う探究プログラムや、お互いの学びの成果を発表し合う市立高校プレゼンテーション大会などの特色ある取組を進めておりまして、こうした機会を通じて、自分の学びや将来に対して自信を持ち、様々なことに果敢に挑戦していく姿勢を持った生徒を育成しているというふうに認識をしております。

また、開校10年を迎えました開成中等教育学校における国際バカロレアの教育、また、旭丘高校におけます数理データサイエンス科の取組など、これまでの市立高校改革の評価検証を行うとともに、学識経験者や市立高校の学びに伴走してこられた外部人材の方、こうした方々からも広く意見を聞くなどいたしまして、市民にとって魅力ある市立高校となるよう、令和9年度からの長期計画

であります次期の札幌市立高校教育改革ビジョンを策定してまいりたいと考えております。

今後も、自立した札幌人の育成を目指すという市立の学校として、小学校、中学校9年間の学びの土台の上に、高校段階ならではの課題探究、そして、市民の期待に応えられる特色ある教育を進められるよう、教育委員会といたしましても挑戦する気概を持って市立高校改革に取り組んでまいりたい、このように考えております。

●和田勝也委員 これまでの取組を振り返りますと、開成中等教育学校における国際バカロレアの導入が一定の成果を上げており、また、旭丘高校の数理データサイエンス科においても、いい評価が寄せられております。

さらに、今年度から本格的に始動した高校と地域をつなぐコーディネーターも各校の探究活動の質を高める上で確かな役割を果たしており、これらの取組は、市立高校の魅力化と教育の質の向上に確実につながっております。

一方で、国においては、高等教育の無償化が議論されており、今後は、保護者や生徒がどの学校でどんな学びができるのかを重視して学校を選ぶ時代へと進んでいきます。

札幌市立高校が、その中で選ばれ続ける存在となるためには、時代の変化に対応した改革を、スピード感を持って進めていく必要があります。

札幌市では、令和9年度に新たな高校改革ビジョンの策定を予定しているとのことですが、子どもたちは毎年確実に成長しており、教育の成果を待つことはできません。

既に成果が見え始めている取組がある以上、令和9年を待つのではなく、可能なものから前倒しで進めていくべきと考えます。

今ほど廣川次長から挑戦という言葉がございましたけども、今この瞬間も、子どもたちは地域や社会と関わりながら、自分の将来や学びに挑戦しております。

子どもたちが挑戦している今、私たち大人が挑戦をためらっていてはどうするのでしょうか。

我々こそが未来に責任を持つ立場として、率先して挑戦する姿を示していかなければなりません。

札幌市の教育が抱える自立した札幌人の育成、自ら学び、自ら考え、社会とつながりながら未来を切り開いていく人材を育てるという、この理念をまさに高校改革の中心に据え、今こそ力強く前進していただくことを強く申し述べ、質問を終わります。

●定森 光委員 私からは3項目、学校プールの他施設利用について、（仮称）こども本の森について、学校トイレへの生理用品の配置について順次質問をいたします。

初めに、学校プールの他施設利用について伺います。

札幌市では、2021年度から小学校の水泳授業について、他施設利用の試行を開始していると承知をしております。

来年度予算においては、本市の学校施設整備において、西小学校と（仮称）伏古本町・札苗地区再編小学校の2校で新改築工事の基本設計を予算計上しております。

これらの新改築校は、いずれも新たに学校プールを造らずに、区の温水プールや民間スイミングスクール等での他施設での水泳事業を予定していると聞いております。

これは、昨年12月に改定をした、札幌市学校施設維持更新基本計画において、老朽化によりプールの大規模修繕などが必要な小学校を対象に、他施設での水泳授業への移行を進めるといった方針に沿ったものと理解をしております。

水泳授業の他施設利用については、導入当初は初めての取組ということもあり、学校間で戸惑いや運営面での不安もあったと聞いておりますので、まずは現在の取組状況と基本的な事柄を確認したいと思います。

そこで質問ですが、他施設利用について、対象となる学校数の推移がどのようになっているのか、伺いたします。

●池田学校支援担当部長 水泳授業の他施設利用への移行についてということでございます。

まず、対象となる学校数の推移についてでございますが、札幌市におきましては、老朽化した学校プールの今後の在り方を検討するために、区の温水プールですとか、民間プールを活用しました他施設利用を令和3年度に試行的に開始したものでございます。

学校数の推移につきましては、当初は3校で開始したものを徐々にその学校数を増やしてまいりまして、令和6年度までに、合計16校で実施をいたしまして、令和7年度は、さらに7校を増やしまして、23校で予定しているところでございます。

●定森 光委員 今、令和7年度は23校を予定しているということでした。これは全体の1割程度に値すると思いますが、他施設の利用へと移行していくということであります。

続いて、学校プールの他施設利用による水泳授業の運営面について確認したいと思います。

他施設利用の場合、全学年が授業の合間に学校外へ移動することとなり、時間的な制約を受けるため、学校プールでの水泳授業とはいろいろと異なる点があると思います。

また、昨年8月には、北広島市において、市営プールで水泳授業を実施中に児童が溺れ、一時意識が不明となる事故が発生しております。その後、意識が回復したとの報道もありますが、水泳授業については、特に安全管理の徹底が求められます。

このような事故を防ぐためにも、授業内容や体制面での違いを理解し、適切な対策を講じることが重要であります。

そこで質問ですが、他施設利用と学校プールでの水泳授業について、授業内容や体制面などの運営面で、どのような違いがあるのか、伺いたします。

●池田学校支援担当部長 学校プールで実施する水泳授業と他施設利用の水泳授業の違いについて

てということでございますが、学校プールでの水泳授業につきましては、通常1回の授業で2時間、合計で年4回実施しているところでございますけれども、他施設利用につきましては、移動に時間がかかりますため、1回少ない年3回の実施となっております。

授業内容につきましては、他施設利用では、回数が少なくなる一方で、専属のインストラクターも含めました複数体制によることで、児童のレベルに応じたグループ編成により、きめの細かな指導を行っているところでございます。

さらに、体制面でございますが、水泳授業を行っている教員などに加えまして、監視員を含めた複数の職員で、子どもの様子を見守ることにより、水泳授業の安全確保も図っているところでございます。

●定森 光委員 他施設利用では、授業日数は少なくなるものの、インストラクターによるレベルに合わせた指導ができるということで、教育の質も保たれ、そして、複数の体制で見るとということで、安全面も強化されているというような内容でありました。

しかしながら、楽しみにしている水泳授業の回数が減ることを残念に思う子どもも少なくないのではないかと思います。実際に、他施設を利用している学校の評価が気になるところであります。

札幌市教育委員会では、他施設利用の試行に当たり、学校からアンケートを取っていたと聞いております。

そこで質問ですが、子どもたちや学校の教員からは、実際に、どのような声が届いているのか、伺いたします。

●池田学校支援担当部長 アンケートによる児童や教員からの評価についてということでございますが、児童や教員に対して行いましたアンケートですとか、ヒアリングからは、他施設利用につきまして、例年9割以上の方からよい評価を受けております。

具体的には、児童からは自分のレベルに合っ

いて水泳授業が楽しかった。前よりも泳げるようになったなどでありまして、中には、プール授業を休みがちだった子どもが、プール授業が楽しみになったという声も聞いているところでございます。

また、教職員からは、インストラクターの指導方法を見ることで、自身の水泳指導の参考になった。日常的な水質検査や温度検査などの点検から解放されて、業務負担軽減につながったなどの声もいただいているところでございます。

●定森 光委員 子どもや教員から、よい評価が多く寄せられているということでありました。

学校のプールを使った授業に比べて負担が軽減されている点や、子どもたちも上達を実感しているという声もあるということでしたので、受入れ先の施設、これを増やしていくということは、学校間での格差をなくす観点からも意義のあることだと考えます。

しかしながら、今後、197の小学校等の全ての水泳授業を受け入れるとなると、施設側も十分な受入れ体制が必要となりますが、市内のプール施設数には限りがございます。加えて、2年前には、函館市では、バスの運転手不足によって、水泳授業が中止になったとの報道があったように、本市においても、バスの確保については課題があると聞いております。

今後、全校で他施設利用を実施していくに当たっては、その効果や課題を踏まえて検討する必要があると考えます。

そこで質問ですが、教育委員会として、今後の他施設利用をどのように進めていくのか、伺いたします。

●池田学校支援担当部長 今後の他施設利用についてのご質問でございました。

他施設利用につきましては、バスの確保といった課題はございますものの、施設側に対しまして行ったアンケートでは、今後も施設の受入れ拡大が見込める状況でございまして、また、教員負担の軽減や教育面での効果も得られるとの認識で

ざいます。

今後ですが、計画に沿いまして、年3校の学校プール解体校の他施設利用を進めていきますとともに、老朽化度合いなども勘案しながら、解体を待たずに移行する学校につきましても、その実施の検討を進めてまいりたいと考えております。

●定森 光委員 年3校の学校プール、解体する学校の他施設利用と併せて、そのほかの学校についても実施ができるように検討していくということでありました。

今後、こうした、さらに他施設利用を拡大していくということになりますと、先ほども言いましたが、受け入れられる施設の数に限りがあるということは、大きな課題となっていく可能性がございます。子どもたちが水泳授業が受けられないということがないように、中長期的な視点で学校数の拡大に取り組んでいくことが重要であると考えます。

そのためには、1施設でより多くの学校を受けられるようにする工夫も必要であると考えます。例えば1回の授業時間を現在の2コマから3コマに増やして、その分、1個当たりの授業回数を減らすなどの工夫も考えられます。

これはあくまで一例ではありますが、こうした様々な工夫により、より多くの児童が水泳授業を受けられる環境を整えられるよう、様々な観点からの検討を求めたいと思います。

また、受入れ施設の確保、これも不可欠であります。これまで、コロナの影響もあったと思いますが、他施設利用や外部委託が一般化すれば、受入れを希望する事業者も増えていくことが期待されます。

今後は、事業者のインストラクター確保に対する支援や授業の方針や実施計画の策定など、受入れ施設を安定的に確保するための具体的な取組を進めるよう求めたいと思います。

いずれにしても、教育委員会には、中長期的な視点を持ち、学校任せにすることなく、関係部局と協力しながら、将来的にも持続可能な水泳

授業の在り方について検討を進めていただくよう要望し、次の質問に移ります。

次に、（仮称）こども本の森について伺いいたします。

（仮称）こども本の森は、2026年夏頃の開館を目指しているところであり、本市の次年度予算においては、準備経費として3,300万円が計上されております。

本施設においては、大学の中に設置される子ども向けの図書施設として、札幌に新たな魅力が加わることを期待するとともに、どのような施設となるのか、我が会派としても高い関心を持っております。

この事業は、世界的建築家である安藤忠雄氏が施設の設計建築費を自ら負担して北海道大学に寄贈し、札幌市が運営に参画するというものであります。

2023年11月には、本市、北海道大学、安藤忠雄建築研究所の三者で基本合意を提携し、この合意に基づいて事業が進められております。

現在、設置に向けて様々な準備が進められていると承知をしておりますが、計画どおりに進行しているのか気になるところであります。

そこで質問ですが、まずは現在の事業の進捗状況について伺いいたします。

●前田中央図書館長 事業の進捗状況についてでございますが、札幌市は、運営の方向性を定める基本方針につきまして、12月から1月まで、パブリックコメントとキッズコメントを実施し、意見を取りまとめ、2月の教育委員会議を経て策定したところでございます。

北海道大学では、昨年、建設予定地におきまして、埋蔵文化財発掘調査を実施しており、2026年夏の開館には影響ない旨、確認をしております。

建物を設計建築する安藤忠雄建築研究所では、着工に向けた準備やイメージパースの制作を進めていると聞いております。

現在、三者で連携協力しながら各種調整を進めており、事業全体といたしましては、おおむね予

定どおり進捗しているものと考えております。

●定森 光委員 予定どおりの進捗であるということでありました。引き続いて、三者で連携協力しながら進めていただければと思います。

開館まで残り約1年半となりましたので、札幌市としても、施設の運営等に向けて、次年度は具体的な取組や体制等、様々な準備を着実に進めていくことと思います。

同時に、多くの子どもたちや市民に準備段階から関心を持っていただき、開館後に多くの方々が来館し、利用してもらえるためには、市民への周知も十分に行っていく必要があると考えます。

そこで質問ですが、開館に向けた来年度の取組内容について伺います。

●前田中央図書館長 開館に向けた来年度の取組内容についてでございますが、本施設の名称や位置、管理に関する事項等を定めるために、札幌市図書館条例の改正など、関係規程の整備を予定しております。

このほか、図書情報専門員を1名から4名に増員し、図書の選書をはじめ、体験型プログラムや展示イベントの企画等の検討を進めてまいります。

また、札幌市の図書館におきまして、蔵書管理の効率化を図るために運用しております図書館システムを本施設でも活用できるよう改修を行っていきます。

さらに、寄附金や寄贈本を募集するため、新聞広告やチラシ、ポスター制作など、様々な媒体を活用し、開館に向けて機運醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

●定森 光委員 来年度は、関係規程の整備や広報活動にも取り組んでいくということや寄贈本の募集なども行っていくということです。

蔵書の構成は、図書館にとって非常に重要であり、このことは、2024年1月の予算特別委員会における我が会派の質疑の中でも触れてきました。

現在、安藤忠雄氏が自治体等へ寄附している、こども本の森の図書施設は、全国にあり、本市は

6か所目となります。

これらの施設には、安藤氏の子どもたちに多様な本を手にとってもらい、無限の想像力や好奇心を育んでほしいという願いと、また、自発的に本の中の言葉や感情、アイデアに触れ、世界には自分と違う人や暮らしがあることを知ってほしいという思いが込められているとのことであります。

こうしたことから、本市における選書や蔵書の構成は非常に重要であると考えます。今年2月に策定した基本方針では、利用者目線に立った選書テーマを設定し、そのテーマに沿って多様な本を選書し、配架するとあります。どのようなテーマを設定するかによって、蔵書の構成も変わり、運営に大きく影響するものと考えるところであります。

そこで質問ですが、選書に関するテーマ設定の考え方について伺います。

●前田中央図書館長 選書に関するテーマ設定の考え方についてでございますが、このたび、策定しました基本方針では、大学の中にある子どものための図書館ということを踏まえてコンセプトを定めておりまして、このコンセプトの実現に向けた独自のテーマを設定していく考えでございます。

現在、北海道大学の学部や研究に関するもので、学問や研究の楽しさ、奥深さに触れられるようなテーマを検討しております。このほか、家族や友人関係、遊びなど、子どもにとって身近なものから旅や芸術といった広い世界に触れることができるテーマも考えているところでございます。

こうしたテーマに沿った図書と子どもたちの出会いを促し、読書に対する興味や関心を引き出しながら、想像力や探求心を養い、成長の糧となる場として機能する施設を目指してまいりたいと考えております。

●定森 光委員 独自のテーマを設定すると、そして、大学内にあるという立地特性を生かした図書を選書していくということで、大いに期待したいと思います。

最後に要望であります。

このたびの新図書施設は、設計、建設については安藤氏と土地を所有する北海道大学のご意向が生かされ、建設されるものと理解しております。ほかの都市のこども本の森も立地や地域性を反映した多様なコンセプトで展開されており、例えば香川県では、瀬戸内海を巡る海の上の図書館として、こども図書館船のプロジェクトが進められております。

札幌においても、北大構内に安藤氏のコメントで、北大構内に点在するたくさん的大木とともに生きる図書館、木と木との間に合うような建物を作りたいというコメントもございました。

本市としては、運営面での関わりとはなりますが、市有施設の建築において、今、道産木材を積極的に活用しているということも、安藤氏や北海道大学にもお伝えいただきたいと思います。

また、子どもたちが手に取りやすいよう、歴史や北海道にゆかりのある漫画の活用など、こうした工夫も、ぜひ、ご検討いただければと思います。本施設を通じて、子どもたちが札幌の歴史、文化、自然への関心を深め、地域への愛着を育むことを期待をして、次の質問に移ります。

次に、学校トイレの生理用品の配置について伺いをいたします。

我が会派は、生理用品の購入に伴う経済的負担を気にすることなく、誰もが快適に社会生活を送ることができるよう、継続的な環境整備の充実を求めてまいりました。

その一環として、2021年の決算特別委員会においても、本件に関する質疑を行ったところであります。また、同年8月には、市長、教育長にも、市立学校のトイレに生理用品を配置するよう、全国で活動する子育て議員連盟、出産議員ネットワーク及び＃みんなの生理を通じて、我が会派の議員も要望を行ったところでございます。

この要望は、生理を理由に学校活動に支障を来すことがないよう、学校トイレへの生理用品の無償設置を求めたものであります。

その背景には、生理用品へのアクセスを確保することが、一人一人の尊厳を守る上で重要であるとともに、全ての児童生徒に等しく教育の機会を保障するためにも必要不可欠であるという認識がございます。

近年、北海道をはじめとしたほかの自治体でも学校のトイレに生理用品を配置する取組が進められており、札幌市としても対応すべきであると考えていたところ、教育委員会においても、来年度から配置を始めるとの方針を伺っております。この取組の具体的な進め方について、関心を持っているところでございます。

そこで質問ですが、学校のトイレに生理用品をどのような目的で、どのような場所に配置するのか、伺いいたします。

●池田学校支援担当部長 学校トイレへの生理用品の配置についてのご質問でございますが、配置目的と場所についてでございますが、札幌市では、これまでは保健室に生理用品を配置いたしまして、児童生徒に直接手渡しをする個別の対応を行ってきたところでございます。

このたびのこの対応につきましては、急に生理になった場合など、生理用品を持ち合わせていない児童生徒が、不安やストレスなく、学校生活を送れるよう、トイレットペーパーと同様に衛生消耗品の一部として全学校に配置することとしたものでございます。

配置場所につきましては、各階のクラス編成やトイレの構造など、それぞれ学校事情が異なりますことから、状況に応じまして、女子トイレの個室、または洗面台等の共用部に置くことを想定しております。

●定森 光委員 保健室以外にも、急な生理になった場合の不安にも対応できるようトイレに配置をしていきたいということでもあります。

生理は女性の身体に日常的に起こるものであり、トイレットペーパーと同様に、生理用品もトイレに配置されること、望ましいと考えますので、今回の取組を評価するところでございます。

一方で、札幌市内には、約300の市立学校があり、各校の状況が異なることから、配置方法を各学校の判断に委ねるという方針には理解を示すところではありますが、児童生徒のために、できるだけ早い配置が望まれます。

また、生理用品の購入によって、学校の予算が圧迫されることがないかという点も気になるところでございます。

そこで質問ですが、生理用品をいつまでに配置し、購入にかかる予算をどのように措置するのか、伺いたします。

●池田学校支援担当部長 生理用品の配置時期及び予算措置についてのご質問でございました。

配置時期につきましては、令和7年度早々に、各学校におきまして準備を進めていただきまして、遅くとも2学期開始までには全学校で配置したいと考えております。

また、生理用品の購入に当たっては、これまでの学校配分予算に加えまして、それに追加して配分をしていくという考えでございます。

●定森 光委員 遅くとも2学期までには全ての学校で配置をしたいということでもあります。早急に整えていただけるということでもあります。

一方で、生理用品はトイレトペーパーと同様に、日常的な補充が必要な消耗品であり、学校にとって新たな負担となる恐れも考えられます。

そこで質問ですが、学校の負担とならないよう、教育委員会としてどのように進めるのか、伺いたします。

●池田学校支援担当部長 学校の負担にならない取組の進め方についてということでございます。

生理用品配置後につきましては、補充ですとか、見回り点検など、日常的な作業が生じることとなると思われますが、トイレ清掃の委託に含めるなど、学校においては、これまでの日常的な清掃の一環として行うことを例示させていただき予定でございます。

また、子どもたちに説明する際の指導例や配置

例など、取扱いについてのQ&Aを通知することで、各学校がスムーズに配置できるよう支援してまいりたいと考えております。

●定森 光委員 補充に関しては、トイレの清掃業者に委託するというのも考えるなど、学校に負担がないように様々なことを考えているということでもあります。学校の負担にならないような方法を進めていただきたいということ、やりながら様々な改善も重ねながら、この取組がしっかりと定着するように進めていただきたいと思います。

生理は、女性だけが生涯を通じて経験するものである一方で、女性の健康や性に関する課題の解決にテクノロジーを活用するフェムテックなど、女性特有の健康問題を支える動きが、男性も含め、男女問わず、今、広がりつつあります。

生理を含む女性の健康課題に対して、社会全体で理解と支援の動きが広がる中、今回の学校における生理用品の配置も、その一環として大きな意味を持つ取組であると考えます。

こうした社会の変化に呼応する形で、子どもたちの不安を取り除き、安心して学べる環境を引き続き整えていただくことを要望し、私の質問を終わります。

●熊谷誠一委員 私からは、健やかな体の育成についてとメタバースを活用した不登校児童生徒の支援について、順次質問させていただきます。

札幌市では、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンを策定し、まちづくりの重要概念の一つとして、ウェルネスを掲げております。

現在、本市における健康づくりの取組の方向性を定めるため、札幌市健康づくり基本計画、健康さっぽろ21（第三次）案を作成し、パブリックコメントを実施したと聞いております。その計画の中では、次世代、働く世代、高齢世代といった各世代に応じた適切な取組を行うことが位置づけられております。

私は、健康づくりにおいては、次世代、つまり、子どものうちから生涯にわたる健康の保持・

増進を図っていくための基礎を培っていくことが重要だと考えております。

12月に公表された令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実技に関する結果においては、本市の小・中学校、男女ともに、ほとんどの種目で、全国の平均値に届いていないという状況でございます。

また、テレビやゲーム、スマホなど、いわゆるスクリーンタイムが増加傾向にあり、就寝時刻が遅くなるなど、生活習慣の乱れにつながったり、視力への影響が指摘されるなど、健康面の課題が見られております。

教育委員会では、第2期札幌市教育振興基本計画において、生涯にわたる健やかな体の育成を重点としており、自ら健康を保持・増進しようとする態度の育成や、体力向上に向けた運動習慣を身につけるための取組を進めていると承知しております。

そこで質問でございますが、教育委員会として、子どもの健やかな体の育成について、課題をどのように認識し、改善に向けてどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

●佐藤学校教育部長 健やかな体の育成についての課題と改善に向けた取組について、私からお答えいたします。

札幌市の課題といたしましては、運動が好きという子どもの割合は高いものの、必ずしも運動習慣につながっていないこと、また、保健の授業で学んだ知識、これを生活習慣に生かす、改善に生かすということがなかなかできていないこと、これらが課題として挙げられております。

このため、教育委員会では、健やかな体の育成プランに、これら課題に関する改善の方向を示し、各学校に対しまして、子どもが楽しく運動できる授業の工夫や、学校で学んだことを家庭や地域での実践につなげる取組などを促してきているところでございます。

課題となります運動習慣づくりにつきましては、授業以外でも日常的に運動に親しむ機会が充

実する、こういうことが重要であると考えまして、子どもが進んで運動したくなる環境づくりを具体的に計画している学校に対しまして、必要な予算措置を行う事業を令和2年度から推進しておりまして、これまで延べ82校の小・中学校の取組を支援してきたところでございます。

また、健康づくりに関しましては、昨年度から研究指定校において、子どもが自分たちで健康課題を見つけ、その解決に向けた取組を全校生徒に発信したり、あるいは地域の方々とも連携しながら実践する新たな取組も出てきているところでございます。

このような運動習慣や、生活習慣の改善に向けたモデルとなる取組を令和7年度の早い時期に、各学校の担当者等に対して普及啓発しまして、全市的な取組の充実につなげてまいりたいと、このように考えております。

●熊谷誠一委員 健やかな体の育成に向けて、教育委員会がプランを定め、各学校が実態に応じて取組の充実を図っていることについて承知しました。

取組の推進に当たっては、家庭や地域への働きかけも含めて行っているということでございました。

しかしながら、私は、子どもの健康づくりをより一層促進するためには、忙しい先生たちの対応が大変であることから、専門性を有する外部人材の力を借りることが有効だと考えています。

例えば、平成28年4月から四肢の状態が定期健診での必須項目に加えられ、10年近くたちますが、運動器検査が検診マニュアルどおりには必ずしも、ここは行われていないことや、学校現場では、運動器疾患予防のための啓発教育、指導を望んでいるということも耳にいたします。

その対応の一例として、例えば認定スクールトレーナー、そういった制度がございますが、これは、学校での児童生徒等に対して、保健指導的な役割を果たすことを目的としており、公益財団法人運動器の健康・日本協会が制度の準備を進めて

いると伺っております。そのほかにも専門性を有する人材を活用することで、取組の充実につながるのではないかと考えるところです。

そこで質問ですが、教育委員会として、健やかな体の育成に向けた取組における外部人材の活用について、どのように考えているのか、伺います。

●佐藤学校教育部長 健やかな体の育成における外部人材の活用についてということでございます。

子どもたちが運動やスポーツへの興味関心を高め、また、健康保持増進するための望ましい生活習慣の大切さに気づいたりするためには、スポーツや健康に関する専門家などから学ぶ機会というものも大変大切だと認識しております。

このため、スポーツ局や保健福祉局などと連携しまして、今年度は、子どもがオリンピック、パラリンピックに出場した方々からスポーツの意義や価値を学ぶ授業を延べ108校で実施したり、健康づくりの講話を聞くことを目的としまして、産婦人科医師、あるいは助産師を85校に派遣させていただくなど、外部人材の活用を進めてきているところでございます。

さらに、来年度からは、アスリート派遣に実績のある関係団体の協力も得ながら、アスリートから直接その種目の魅力や技能のコツなどを学ぶことを通じて、子どもが運動の楽しさや達成感を味わうことのできる授業を新たに推進する予定でございます。

教育委員会といたしましては、子どもが自ら運動に親しみ、健康の保持増進を図る資質・能力の育成に向けまして、今後も様々な分野において専門性を有する外部人材の活用を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

●熊谷誠一委員 先ほど言及したスクールトレーナー等も含めて、ぜひ、積極的にこの専門性のある人材の活用をしていただければと思います。

そのほかにも、日本の死亡原因の2位となって

いる心疾患でございますけれども、その知識や予防の普及、啓発を行っている日本循環器学会の心不全療養指導士や消防団の皆さんが積極的に取得している、これは心肺蘇生やAEDの適切な使用を伝えるという活動も行っているんですけども、応急手当普及員等々もございますので、重ねてになりますけれども、そういった地域、また、市内の専門人材、この活用をぜひ、積極的に進めていただいて、取組の充実を図っていただくよう要望させていただきます。

次に、メタバースを活用した不登校児童生徒の支援について伺いいたします。

我が会派では、これまでICTを活用した学びの支援について取り上げてきたところでございます。

文部科学省の令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、教職員や教育支援センター等において、専門的な相談や指導を受けていない児童生徒が全国に約1万5,000人いるとのことであり、本市においても同様の状況の子どもたちが少なからずいるものと推察いたします。

そのような中、本市においては、今年度から仮想空間、いわゆるメタバースを活用した支援を試行実施しております。これまで、教育支援センター等につなげることができなかった子どもたちが、自宅において支援を受けることができるようになったことにより、支援の手が届かなかった子どもたちが学習サポートや交流活動などの支援を受けることができる今の時代ならではの取組であり、高く評価しているところでございます。

試行実施ではあるものの、そのようなすばらしい環境を構築することができていることから、今後、メタバースを活用した支援を希望する児童生徒が増えていくものと期待しておりますが、全ての希望者を受け入れ、メタバースによる支援を行うことができるのかどうかについては、心配もしているところでございます。

そこで質問ですが、今年度のメタバースの利用

者数と今後の受入れについてお伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 今年度のメタバースの利用者数と今後の受入れについてのご質問でございました。

教育支援センターオンラインコースにつきましては、今年度よりメタバースを活用した支援を試行実施しておりまして、自分の顔を出さずに参加できることから、メタバース導入前のオンライン支援に比べますと、約3倍の84名が登録をしております。

次年度は、今年度同様に希望する全ての子どもが支援を受けることができますよう、アカウント数を段階的に増やしまして対応してまいります。

●熊谷誠一委員 メタバースの利用者が、ただいま84名と増加していること、及び次年度、段階的にアカウント数を増加するということに関して理解いたしました。希望者全員がメタバースによる支援を受けることができる体制を構築していることについては評価させていただきます。

その上で、私はメタバースにおける支援の一環として、学習支援について充実していくことが欠かせないものと考えます。

先般、視察させていただいた長野市では、子どもたちに人気のマイクラの教育版である教育版マイクラフトを教材に活用したり、そういったことを通して、学習支援の充実をそれぞれ図っており、その重要性も感じてきたところでございます。

令和6年度決算特別委員会において、私から仮想空間、いわゆるメタバースを活用した不登校支援について質問したところ、今後、メタバースによる支援の効果検証を一層進め、子どもたちが学びたいと思ったときに、いつでも学べる環境の充実に向けて取り組んでまいるとの答弁があったところでございます。

本市の取組を私自身が視察したときには、複数の子どもたちが支援により学習支援を受けている様子が見られました。これまで学習サポートを受けることができなかった子どもたちにとっては、

非常に大きなことであると感じた一方、学ぶ環境の充実という点では、子どもたちが自学自習を行うだけではなく、より丁寧な学習支援を行っていくことが必要と思っております。

そこで質問ですが、メタバースを活用した学習支援の現状と充実についてお伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 メタバースを活用した学習支援の現状と充実についてのご質問でございました。

今年度は、1人1台端末の学習アプリを活用した自学自習などを中心に行いまして、支援員が声かけや励ましをしながら一緒に取り組むなど、子どもの状況に応じた支援を試行実施してきたところでございます。

これによりまして、人とのつながりが深まり、学習に対して自信を持てるようになってきた子どもたちからは、内容が分かるようになった、授業のような学習スタイルで学びたいなどと学習意欲の高まりを示す声も上がってきているところでございます。

そこで次年度は、民間事業者との連携によりまして、子どもが学びたい内容を学年問わずに学ぶことができる授業形式の学習支援も試行的に取り入れまして、学習についての困りや疑問を解決できるようにするなど、子ども一人一人に寄り添った学びの場へと充実してまいります。

●熊谷誠一委員 最後に、要望を申し述べさせていただきますと存じます。

今、ご答弁いただいたように、子どもたちの声をお伺いして、今後、民間事業者と様々連携しながら、この学習支援の充実を図っていくということでございました。

子どもたちが学びたい内容を、また、学年問わず学ぶことができる体制を整えると、そういったことも答弁でございました。

確かに、6年生であっても、4年生の内容でつまづいていることも往々にしてあるため、学年を問わずということが非常に重要だと私自身も思っております。

ぜひ、そうした体制の整備をがっちりと構築していただくよう求めさせていただきます。

一方では、メタバースはあくまで手段であって、支援するのは、今までこの視察も通して感じてきたところですけども、人であると強く感じております。

この取組によって社会のつながりを持った子どもたちが、学校に戻る子もいれば、そうでない子もいると思いますので、個々に応じた次につながる先もしっかりと見据えて、寄り添ったものとなるよう取組の充実を求めさせていただきます。

また、先ほども述べましたが、長野市の教育支援拠点、S a S a LANDでは、子どもたちはもちろんのこと、保護者の支援にも力を入れており、親の会や信州大学の先生によるペアレントトレーニングも実施しておりました。ぜひ、こうした取組も参考にさせていただいて、保護者への支援も希望を伺いながら、オンラインやメタバースでできるよう取組の検討をよろしくお願いしたいと思います。

いずれにしても、メタバースを活用した支援について、試行で終わらせることなく、成果と課題はしっかりと整理していただいた上で、事業を安定的に実施できる予算及び支援に当たる人材確保をしていただいて、本格実施とできるよう、引き続き、強く要望いたします。私からの質問を終わります。

●佐藤 綾委員 私からは、学校への生理用品配置と教育でのICTの利用の関わりを質問いたします。

最初に、学校への生理用品の配置についてお聞きをいたします。

私は、子どもたちが必要なときに生理用品が入手できないことで学校を休む、遅刻や早退などにも及ぶ学習期への影響や、交換できないことで衛生的な問題から健康への悪影響が起こることなども挙げ、トイレットペーパーがトイレにあるように、生理の平等化、ジェンダー平等の視点で、子どもたちが安心して学習できるよう、学校のトイレ

に生理用品を配置するよう質問し、求め、その後も我が党の予算要望など、機会があるごとにお伝えしてきたところです。

先ほどの定森委員の質疑で、こうしたトイレットペーパーと同じように、また、子どもたちのストレスなども配慮して配置をするということを池田部長のほうからご答弁ありまして、このことは大変評価したいと思っておりますし、うれしく思っております。

そこで、学校トイレへの配置に至る経過や、今後の対応についてお聞きしたいと思います。

私は、2022年の決算特別委員会で、全国で学校トイレに設置が広まっており、児童生徒、保護者、教員へのアンケートをするなどして検討し、実施を決めている自治体の例から、本市でもアンケートを行い、現状を把握し、実施に向け検討を進めることを求めました。

そこで質問いたしますが、昨年、生理用品について学校へアンケート調査を行ったとお聞きしていますが、その内容について伺います。

●佐藤学校教育部長 アンケート調査の内容についてでございますけれども、教育委員会では、独自に生理用品を配置している学校が徐々に増えてきているということを踏まえまして、その現状とともに、児童生徒の受け止めなどを把握するために、令和4年10月と、先ほどございました令和6年3月の2回、各学校にアンケート調査を実施したところでございます。

調査の内容としましては、現状における配置の有無のほか、配置している場合は、その状況や児童生徒の受け止めなどについて、また、配置していない場合は、配置への検討の有無などについて調査しているところでございます。

●佐藤 綾委員 既に実施している自治体では、トイレの共用部、または個室に設置して、どちらがよいかなど、子どもたちと相談した例など、その後も使いやすくするための検討がありました。

本市のアンケートの中でも、そうした状況など

も、どういうふうに考えているか、設置をどうしているかなどの状況から、様々検討があったのではないかと思います。

そして、子どもたちの反応についても気になる場所ですけれども、アンケートから分かった学校での配置の現状や子どもたちの反応について伺います。また、その結果を受けて、今後、学校で留意が必要と考えられる点などについて伺います。

●佐藤学校教育部長 生理用品の配置の現状、また、児童生徒の反応、今後の学校での留意点ということかと思います。

直近の、先ほど申し上げました令和6年3月に実施した調査におきましては、小学校1校、中学校10校、そして、高校2校の計13校で、独自の取組として、既にトイレに生理用品を配置しているという回答がございました。

配置されている学校の児童生徒の反応を確認いたしますと、いざというときにすぐ使えて便利であるとか、休み時間の中で替えることができて助かるといった好意的な回答が見られたところです。

今後、留意が必要な点といたしましては、生理に関する困り事などを教職員に直接相談する機会が減少することのないように、各学校において工夫していく必要があるものと考えております。

●佐藤 綾委員 自主的に配置をしていたというところは、まだ少なかったと思いますけれども、そうした中でも、やはり好評だったということだったと思うんです。

また、ある自治体の学校では、子どもたちの悩み事があるときなどは、身近な先生や保健室に相談してねというメッセージなどをトイレの生理用品に置かれているところに貼り、生徒の困り事を受け止める配慮に工夫をしているというところも見られました。

場合によっては、経済的な問題で購入できないことや経済的事情ではなく、親が買ってくれないなどのネグレクト、体調の不調など、子どもたち

の悩みや困難な出来事もあります。

そこで、先ほどのご答弁のように、これまで、学校では保健室で生理用品を渡す際に、何か困り事はないかと気を配ってきたという面がありました。

そこでお聞きいたしますけれども、これまで保健室などで行われてきた取組を、今後、どのようにして、子どもたちへの対応をしていこうとお考えか、伺います。

●佐藤学校教育部長 ただいま、ご指摘いただきましたように、保健室などで行われてきた、これまでの取組ですが、学校では、保健室などを中心に、これは単に生理用品を渡すということだけではなくて、生理に関する困り事などについて教職員が把握し、そして、必要な支援、指導につなげるということが重要であるというふうに考えまして、個別の対応を行ってきたところでございますが、このたびの生理用品の配置に伴いまして、子どもたちが相談を控えることのないよう、生理に関することに限らず、体に関する不安や悩みについては、日常的に直接相談できるということを改めて子どもたちに知らせるとともに、相談しやすい雰囲気づくりに努めるなど、子どもたちが安心して過ごすことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

●佐藤 綾委員 ぜひ、そうした取組をしっかりと進めていっていただきたいと思うんです。

新学期が始まると、学校のトイレに生理用品が配置をしていくと、2学期までには全校に設置したいということでありました。

子どもたちや、また、保護者からも要望いただいていたことでもありましたし、子どもたちの安全・安心な環境の整備が進むことにもなり、本当によかったというふうに思っております。

子どもたちとも今後も相談しながら、よりよい取組としていただきますよう述べまして、この質問を終わります。

次に、教育でのICTの利用について伺います。

2020年、コロナ禍に小・中学校にタブレットが配付され、それから4年が経過したところです。

5年で機器の更新となるため、来年度予算案で計上されたGIGAスクール構想推進費96億400万円のうち、約14から15万台分のタブレット機器更新について、約81億円が含まれているとお聞きをしております。

当初、学校へのタブレット配付は、新型コロナウイルス感染症の流行より前の2019年12月、突然、閣議決定で補正予算が決まったものです。

経済産業省が主導し、公教育に民間産業を参入させることを目的とし構想したGIGAスクールであり、当時、2019年の消費税増税への経済対策として前倒し実施するものでありました。

そのため、現場の声を全く聞かないままの導入となり、全国的に学校で混乱したとのことでした。

それまで、ICT教育が徐々に進んできていたとはいえ、一斉導入で、利用法やルールづくりをはじめ、学校教員の負担も増え、教育委員会も大変だったというふうに思っております。

また、コロナ禍で休校なども起こった時分に配付されることとなった経緯があり、こうした中、現場では戸惑いながら、試行錯誤をしながら、タブレットをどう活用するか、教員の創意工夫が始まりました。習得の研修なども行われてきたとのことでした。そして、今では子どもたちにとっても、学校でタブレットを使うことは日常となっております。

そこでお聞きいたしますが、導入から4年が経過し、現在では、学校でタブレット端末をどのように授業で利用しているのか、どのように学習で行われているのかを伺います。

●佐藤学校教育部長 ICTを利用した教育の現状についてでございますが、令和3年度の1人1台端末導入時における、まずは使ってみるという段階から、現在は、学びの質を高めるために活用する段階に移行してきておりまして、学校においては、各教科等の学習の中で、子どもが必要感

を持って主体的に判断しながらICTを活用するということができる力、この育成を図っているところでございます。

具体的には、例えば英語科の授業において、自分の習熟度に応じて1人1台端末で、英単語の意味や発音を調べたり、英会話ツールで発音の練習をしたりする取組が行われているほか、学習のまとめを行う際に、まとめ作業に最適なツールを自ら選択して、発表資料を作成するなどの取組も行われているところでございます。

教育委員会では、ICTの活用に関する研究校を指定し、各教科等における効果的な活用方法について実践研究を進めるとともに、公開学習会等を通じて、その成果を普及啓発しているところでございます。

●佐藤 綾委員 効果的な活用を探求して、また、公開授業などでも行っていると、また、最初はまず使ってみようというところから、もう、今は徐々に、段階的にどのように判断して使っていくかということも学んでいるということだと思います。

ツールとして、教科によって理解が深まることを考えながらという活用としているんだと思いますけれども、こうした学びを補助するツールというふうに利用するという認識が大事ではないかというふうに思っております。

ただ、懸念をしていることがあります。GIGAスクール構想によって、国からとにかくタブレットを使うようにと言われ、学校や教員の使用状況を教育委員会が点検、評価する状況が全国では見られるということです。

私は、タブレット端末を授業に使うことで子どもたちの理解が深まったり、ふだんは手を挙げて発言できない子がタブレットで考えを表現できることや、障がいのある子がタブレットでは認識したり、書くことが難しい子の活用、外国籍の子の場合、日本語を話せても、読み書きがまだ十分できない場合、タブレットは音読もされ、理解できるなど、そうした利点があり、活用が図れること

と思いますけれども、学校現場の利用状況を点検、評価するなどということは適切ではないと思っています。

先ほど、答弁の中でもありました教員の授業研究や、また、成果を発表するということでありまされども、そうした経験を重ねる中で培ってきたものを生かし、タブレット、ＩＣＴで補完する、そのために活用するという視点で取り組んでいくことが大事であると思っています。

そして、ＩＣＴ教育が進められている中で、デジタル・シティズンシップの重要性が取り上げられております。

デジタル・シティズンシップとは、デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力ということです。

2016年には、欧州評議会でも専門家委員会を設置してきたという経過があり、日本では、2020年頃から広がってきました。

情報リテラシーの向上、子どもを巻き込んだSNS上やネット上でのトラブルなどの防止なども含むものです。

今の子どもたちは、生まれたときからスマホだの、デジタルが当たり前の世代です。問題や課題にどのように対応すればよいか、自分自身で考え、あふれる情報を活用し、その中から必要な情報を選択し、判断する能力が必要となっております。

デジタルを活用して社会に参画する能力を持つこと、SNSでよく考えず拡散してしまうことや、フェイクニュースや詐欺などもある中で、子どもたち自身が判断し、バランスを取った使い方のためのスキルの習得が必要と考えます。

そこでお聞きいたします。

子どもたちが適切な利用、情報の正しい使い方や取捨選択、情報活用能力などＩＣＴを適切に活用する力をどのように育んでいかれるのか、伺います。

●佐藤学校教育部長 子どもたちにＩＣＴを適切に活用する力を育むための今後の取組というこ

とでございますが、ＩＣＴを適切に活用するためには、目的に応じて情報を集め、分析、評価し、問題解決や意思決定に役立てる能力である情報活用能力を発達の段階に応じて育成するということが重要であるというふうに考えております。

また、情報セキュリティやモラルに関する理解を深めるとともに、健康面にも配慮しながら、安全に情報技術を活用することができる力、これを育むことも重要であり、特に、インターネット等の利用に係るトラブルなどが社会的な問題となっていることも踏まえ、情報モラルに関する教育を一層進める必要があるというふうに考えております。

こうしたことを踏まえまして、学識経験者等の協力を得て、今年1月に取りまとめました発達の段階に応じたＩＣＴ活用に関する指導資料について、今後、各校のＩＣＴ活用の担当者会議で周知・啓発を図るなどしまして、ＩＣＴを適切に活用する力の育成に向けた支援に努めてまいり所存でございます。

●佐藤 綾委員 ＩＣＴを適正に使うと、デジタルに依存せず有効な活用を学んで社会参画のためのスキルを身につけること、そういう観点で、今、ご答弁いただきました、そうした専門家による資料なども周知していくということでございましたけれども、子どもたちの習得になるよう、ぜひ、学習に努めていっていただきたいと思っています。

一方で、デジタル教科書、正式な教科書として認める方針が2月に、中央教育審議会のデジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめで出されたところです。

ところが、教育現場でのデジタル利用に慎重となる国は近年、増えております。

教育先進国と言われるスウェーデンやフィンランドでは、成績の低下や心身の不調が顕在化したということで、デジタルから紙の教科書に戻す動きが進みました。

シンガポールは、心身が未発達の子どもの悪影

響が及ぶことを懸念し、小学生にデジタル端末を配らないことを23年に決め、また、フランス、イタリア、オランダなども学校での使用を禁止したとのことです。

ユネスコでは、2023年、グローバル教育モニタリングレポートで、世界各国の利用実態と問題点、課題を明らかにするとともに、教育テクノロジーは不適切、または過度である場合には有害な影響を及ぼし得ると警鐘を鳴らしています。

そうした世界の動きや、ユネスコで発表されたエビデンスを検討しないまま、日本では、デジタル教科書の使用拡大を前提として推進しようとしております。

当面の間は紙の教科書と併用という方向であるものの、子どもの健康や発達、学習そのものへの影響が懸念されるまま進めるべきではないと申し上げまして、私の質問を終わります。

●荒井勇雄委員 私から非親権者、別居親の学校行事の参加について伺いたいします。

先の3月19日、子ども未来局の質疑において、日本全国で未成年者略取誘拐罪の受理件数が550件を超え、本市でも2020年から例年二桁を更新、直近23年は、26件と過去最多であったことを法務省検察統計から指摘をさせていただきました。

加えて、片方の親は、子どもを勝手に連れ去ること、未成年者略取誘拐罪に関しては、刑法224条に該当すると諸外国では懲役等、重罪に該当することを述べさせていただきました。

実子誘拐に限らず、離婚後の家庭では、面会交流実施が3割という内閣府のデータから、離婚後の家庭において、両親による子どもの養育監護はできていない実態が伺われます。

その上で、私の下に別居親から学校行事の、ただいま卒業式を終え、入学シーズンに入っていますが、別居親ということで差別を受けているというお声を市民の皆様から多数受けております。学校現場で、明らかに別居親が差別されているのは間違いなくあります。

学校独自の判断で、別居親が学校行事に参加で

きない理由として、学校は同居親の承諾を得ればということで、同居親と別居親を差別する形となり、条件付で対応されていることと、多数確認しております。

そこでお伺いします。

親権の有無にかかわらず、別居している親の学校行事の参加について本市の意向、考え方について伺いします。

●佐藤学校教育部長 非親権者の学校行事の参加についてということですが、学校では、子どもの健やかな成長を支えるという上で、家庭との連絡ですとか、相談を丁寧に行うことを大切にしており、日常の子どものことに関するについては、子どもを現に監護する方を窓口に対応しております。

非親権者の学校行事の参加につきましては、その立場のみをもって教育活動への参加が不可能となるものではありませんが、子どもを現に監護する方への相談も含め、個別具体的な状況を踏まえて、子どもに対する教育上の影響等を勘案しながら、学校長が判断しているところでございます。

今後も、学校が目の前の子どもの健やかな成長を支えるという観点から、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

●荒井勇雄委員 パートナーシップ制度では、法的に根拠はありませんが、学校行事参加が許されております。

私は、当然、その多様性を尊重すべきと考えますが、他方、別居親だけが理由もなしに学校行事に参加できないというのは、行政の差別としか言えないと、LGBT当事者の方々からの声も上がっております。

多様性を認める上でも、別居親の学校行事の参加は当たり前の権利であり、札幌市教育委員会のしかる理由もなく、別居親だけの不当な差別はあってはならないと考えます。

そこですが、そもそも保護者の定義とは何でしょうか。学校教育法16条では、保護者とは、子に対して親権を行う者、親権を行う者ないとき

は、未成年者後見人とあり、親権者が一般的となっております。

その上で、令和7年1月22日、最高裁棄却により、高裁判決最終確定した令和5年（ネ）第3026号 損害賠償請求控訴事件、自然的親子権に係る国家賠償訴訟判決を照らし合わせて述べさせていただきます。

一つ目、親権が定義されました。これまで親権は義務であり、権利であるといった表現をされることが多かったのですが、本判決文により、親権は職務であるということが定義されました。

つまり親権は、子どもの養育責任であることとなり、子どもの両親の自由な養育監護に関わらせることに努めなくてはならないこととなります。

二つ目、実の親子は自由に養育監護を行う、または受けることが、自由権の一つである人格権として憲法13条によって保障されております。つまり、同居親の許可がなければ、別居親の学校行事の参加を認めないという学校側の判断は、憲法13条で保障される別居親及び子どもの人格権を損なう行為であります。

三つ目、非親権者も養育監護権が保障されております。自然的親子権、すなわち実の親子関係は、親権の得喪によって左右されるものではなく、非親権者も自然的親子権をみだりに妨げてはならない人格的利益を有します。つまり、親権を失った別居親も先ほど述べた養育監護に関わる人格権が憲法13条で保障されていることです。

四つ目、実の親子の自由な養育監護に対して、国家の関わりが規定されました。これは、自由な養育監護に関して、原則は家族の裁量とし、必要時に国家が後見的に介入したり、夫婦間の調整をするといったものです。

しかし、法律に根拠のないにもかかわらず、別居親が学校行事等に参加することを同居親の権限にしてしまうだろう、学校での過度に介入してしまっているのが現状であります。

五つ目、非親権者も教育権があります。判決文によれば、親権は、非親権者が親として教育への

関与を含めた子の養育監護する職分を否定する、または免除するものではないとされているため、別居親が教育に関わることを同居親が妨げていけないことが明示されました。

六つ目、DVについて、支配、被支配的關係が成立することと記載があります。同居親が別居親を学校行事から排除する行為を、DVという観点から考えた場合、同居親から別居親への支配的行為と捉えられ、配偶者暴力は成立すると思われます。

また、同居親により、子どもが別居親と自由に関わる人格権を損なう行為でもあり、支配、被支配的關係として児童虐待と唱えられと考えられます。

以上の判決文を前提に考えた場合、同居親が別居親を排除する行為は、法律上、問題があり、改正民法817条の12で規定される父母間の人格尊重義務、教育義務及び子の人格尊重義務違反として、親権喪失要因となり得ると思われます。

このことから、学校行事に同居親の許可を必要とする学校側の判断は、明らかに法律に問題があり、実際に、埼玉県内で国家賠償請求事件が3市にて提訴されており、戸田市においては、現在、係争中となっております。

また、こういった行為は、職員一人一人、個々に対しても罰則が適用されるリスクも考えられます。

地方公務員法第13条には、教職員は全国民を平等で扱わなければならない、これは同法60条に規定される1年以下の懲役、または3万円以下の罰金というリスクを教員一人一人が負っております。

さらに、同法32条に、地方公務員は法令や、上司の職務上の命令に従う義務があることが定められており、教職員の方々は、法律に則って業務をし、さらに、上司の指示に従うとあります。

このことから、別居親を排除するという教職員の行為については、1年以下の懲役リスクを伴っており、その行為は上司が命令したことによるものとなります。

つまり、教育長をはじめ、学校長、上に立つ皆々様が、別居親を差別という行為を教職員にさせるということは、懲役のリスクを伴う指示をしていることにつながり、優越権の濫用の行為とも捉えられるかと考えられます。

このような背景を踏まえ、他都市、他市町村において、別居親差別を廃止しております。

私が確認している限りでございますが、秦野市、綾瀬市、伊勢原市、寒川町、東京北区、練馬区、三鷹市、愛知県東海市、愛西市、岐阜県大垣市、富山県氷見市、大阪府大東市、多数、子どもの権利を守る施策を実行しております。

3月19日の委員会質疑において、先の参議院法務委員会での質疑の下に、家庭裁判所の運用が親子関係を全く守ることを念頭においておらず、親子の交流を制限する機関として働いてしまっており、さらに、実の子どもと会うためだけに多額な弁護士費用の負担を強いられ、離婚後も双方家庭の貧困につながっていることを指摘させていただきました。

最後になりますが、教育長に至りましては、先ほどもご説明させていただきましたように、優越権の濫用となる可能性を排除することで、教職員の皆々様一人一人も安心して業務に打ち込むことができます。

何よりも、子どもが両親の養育監護に関わって自己肯定感を高めることができ、成長に必要な幸せを感じることができます。

教育委員会に関しましては、ぜひ、DV被害の指定事案ならまだしも、様々な事案を踏まえてなど、定型文的な官僚答弁に終始をせず、一刻も早い改善をしていただきますよう、強く強くお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

●山田洋聡委員 学校トイレの洋式化と札幌北中学校の増築について伺います。

まずは、学校トイレの洋式化についてです。

令和5年第3回定例会代表質問におきまして質問させていただきました。

小・中学校の個室トイレの数は、男性が50人に

一つ、女性は20人に一つということが基準であり、洋式トイレのみの数で基準を満たしているということですが、休み時間にはトイレに並んだり、我慢する状態が続いている、そういう子どもが、まだいるという現状において、健康面と我慢した状態で勉強する集中力低下が招く教育環境という、この二つの視点からさらに洋式化を進めるべきであるという内容になります。

また、実際に、地域の保護者や子どもから声が届いているということ、教員のトイレも同様の問題があり、大人も子どももトイレの環境ということは大変重要であるということも申し述べさせていただきました。

本件の質問以降、地域や学校などの要望を踏まえまして、洋式化を順次進めていただいていることに心より感謝を申し上げますとともに、整備が進んでいる学校の保護者の方々からも感謝の言葉を預かっておりますので、併せて感謝申し上げます。ありがとうございます。

現在、札幌市学校施設維持更新基本計画に基づきまして、順次学校施設の整備を進めるということは承知しておりますが、この計画において、各学校の状況により、フロアごとの洋式化率が不足している場合には、個別に洋式便器に解消していくというふうにされております。

基本計画と整合性を図りながら、さらなる教育環境改善を子どもたちのために進めていくことは必須というふうに考えております。

そこで質問ですが、学校トイレの洋式化について、現在、どのように取り組んでいるのかを伺います。

●池田学校支援担当部長 学校トイレの洋式化についてのご質問でございました。

現在の取組の状況についてでございますが、洋式トイレの整備につきましては、新改築校では、令和4年度完成校から全てのトイレを洋式化しておりますが、既存の学校につきましては、これまで、できるだけ早期に全ての学校で設置基準を満たすことを優先いたしまして、一部に和式トイレ

を残しながら取組を進めてきたところでございます。

その結果、これまでに一通り、全ての学校におきまして、洋式化の設置基準を満たす整備を終えたところでございますけれども、整備完了後に児童生徒数の増加があった数校におきましては、基準を満たさなくなっているケースも生じてきているものでございます。

また、学校によりましては、フロア単位で見た場合に、基準に満たない学校も残っておりますことから、引き続き、その解消に向けた取組を進めていく必要があるものと考えているところでございます。

●山田洋聡委員 学校全体で基準を満たすような整備を進めてきたということを理解しておりますが、今や自宅でも外でもほとんど洋式トイレとなっているような状況の中で、和式トイレを残す必要性は非常に低く、今後は可能な限り全てトイレは洋式化すべきというふうに思っております。

繰り返しになりますが、トイレの環境を整えるということは、子どもたちや学校教員にとって非常に重要なことであります。

子どもたちのために、さらなる教育環境改善に向けて、一緒に前に進めていければ、取り組んでいければいいかというふうに思っております。

そこで質問ですが、学校トイレの洋式化について、今後、どのように進めていく考えか、また、来年度の整備予定についても併せて伺います。

●池田学校支援担当部長 今後の進め方と来年度の整備予定についてということでございます。

既存校の児童生徒用トイレにつきましては、新改築校に加えまして、今後はリニューアル改修や、給水設備などの改修の際に、そのような際は、トイレ全体の改修を行う際にも残っている和式トイレ全てを洋式化していく考えでございます。

来年度の整備予定といたしましては、リニューアル改修が2校、給水改修17校の合計19校において実施してまいります。

●山田洋聡委員 我々、誰しもが1度はトイレの緊急事態ということは経験したことがあるんじゃないかというふうに思います。

特に子どもも先ほど来、述べさせていただいておりますが、大人もしかりで、トイレの環境は本当、進めていただくということを本当にありがたいと思っていますし、どんどん進めて、お願いしたいというふうに思います。

続きまして、札幌北中学校の増築につきまして質問させていただきます。

令和7年度予算案で、実績が計上されております東区の札幌北中学校の校舎増築について、これまでの経緯について確認をしてまいります。

札幌北中学校は、昭和61年の開校以降、これまでに3度の増築をしております、最後の増築となる平成9年度、当時の生徒数は700人強という状況でございました。

その後、数年のうちに生徒数も落ち着いてきましたが、平成8年度から始まりました東雁来第二地区土地地区画整理事業が平成29年度に完了した後、特に、令和に入ってから生徒数の増加が著しく、令和6年5月時点の生徒数は983名、学級数は28学級と、市内で最も規模の大きい中学校となっております。

大規模学校では過密化が進み、施設面での課題が危惧されるところもありまして、札幌北中学校においても、これまで議会で取り上げられていたとおり、トイレの混雑をはじめとする施設利用上の不便が続いておりました。

今回、ようやく増築の設計予算が計上されましたが、工事の完了まで数年を要することを考えると、もう少し早い段階、生徒数が急増し始めた5～6年前から着手していただきたかったかなというのが率直な思いでございます。

そこで質問ですが、この間、教育委員会では、どのような検討を行い、今回の増築の判断に至ったのかを伺います。

●池田学校支援担当部長 札幌北中学校の増築に関しまして、増築に至るまでの検討結果について

てというご質問でございました。

札幌北中学校につきましては、近年の生徒数の増加に応じまして、特別教室などを普通教室に転用する改修を実施してまいりましたが、生徒数の増加傾向が続き、減少が当面見込まれなかったため、その対応について検討を行ってきたところでございます。

具体的には、隣接校との間での通学区域の見直しや、さらなる学校用地を近隣に確保すること、校地内での増築の可否などの様々な方策につきまして、学校とも意見交換を行いながら検討を行ってきたものでございます。

その結果、テニスコートをグラウンド内の別エリアに移設することで、生徒の安全面も確保しつつ、増築スペースの確保が可能であるという結論に至ったものでございます。

●山田洋聡委員 土地の取得など考えられる様々な検討を経て、今回の増築を決定したというお話でございましたが、子どもたちの教育生活環境という視点におきましては、先ほども申し述べさせていただきましたが、スピード感がやっぱり欲しかったなというふうには思っております。

次に、学校施設の増築と今年度に教育委員会が改定をしました札幌市学校施設維持更新基本計画との関係について伺います。

この計画は、今後の学校施設の維持・更新を安定的、かつ持続的に行っていくため、授業の平準化を図るとともに、学校の再編なども手法も併せて行うことにより学校施設の総量を抑制するというものであります。

また、この計画では、札幌市の年少人口が40年後に約6割となることが見込まれている中で、改築対象校数も現在の学校数の約4割減と想定しており、改築により更新するか、維持していくかをしっかりと見極めることが重要であります。

その意味におきましては、今回の札幌北中学校のように増築するということにつきましては、将来の見通しをもって検討する必要があるということでもあります。

そこで質問ですが、今回の増築は、学校施設維持更新基本計画と、どのように整合性が図られているのかを伺います。

●池田学校支援担当部長 増築と学校施設維持更新基本計画との整合性についてのご質問でございました。

この学校施設維持更新基本計画につきましては、先ほど委員からもございましたとおり、年少人口の減少が見込まれる中の学校教育環境を整えるための学校規模適正化や地域のまちづくりの視点なども取り入れつつ、改築事業量の平準化などの観点から学校施設を適切に維持・更新していくことを目的としたものでございます。

この計画を進めていく中では、子どもの数の減少に合わせて学校数ですとか、施設の面積の総量、これを抑制していくことにはなりますけれども、個別の学校におきましては、宅地開発による児童生徒数の増加や学校統合に伴う施設整備などの対応が必要となる場合もございます。

これらの場合につきましては、それぞれの地域の特性や将来推計などを踏まえまして、増築による対応の必要性の可否につきましても、判断を行った上で、適切に教育環境の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

●山田洋聡委員 札幌北中学校における今後の生徒数と増築後の施設使用見通しについて伺ってまいります。

先ほどのご答弁のように、今回の計画では、テニスコートをグラウンドに移設をして、テニスコートのあった場所に校舎を増築するという内容でございました。

増築棟を整備するに当たりましては、全市的に年少人口の減少が見込まれるということから、札幌北中学校におきましても、ここの空き教室の増加の懸念や将来的にグラウンドを復元するということを鑑みますと、あらかじめ例えばプレハブなどの簡易な校舎にするという考えもあったのではないかというふうに思います。

そこで質問ですが、札幌北中学校における今後

の生徒数と増築後の施設使用の見通しについて見解を伺います。

●池田学校支援担当部長 今後の生徒数と増築後の施設使用の見通しについてのご質問でございました。

札幌北中学校の生徒数につきましては、将来の生徒数の動向を見極める基礎となります通学区域内の幼児数に減少の兆しが見られるものの、当面の間は横ばいが続くことが想定されるところでございます。

また、将来的に生徒数が減少した場合におきましても、普通教室を確保するために改修した部屋を復元いたしますほか、近年、多様化している教育ニーズに対応する教室としての活用も可能になると考えているところでございます。

このたびの増築によりまして、札幌北中学校の教育環境の向上が図られると考えておりますが、実施設計に当たりましては、学校のほうとも十分に意見交換を行いながら検討してまいりたいと考えております。

●山田洋聡委員 何よりも大事なのは、子どもの環境ということで、実施設計で、先生たちの現場の意見も今、聞きながらという話もありましたが、ぜひ、それはしっかりと現場の意見というのを大事にさせていただきたいと。学校全体の教室配置も考慮して、いい校舎にさせていただきたいというふうに思います。

先ほど一つ前の答弁では、まちづくり、まちの発展に合わせてという話もございました。

これって、札幌オリンピック以降の札幌市の急激な発展に基づくもの、もしかすると過去のエドモントン委員会の皆様も先々を見通す中で、今があると思うんですけども、この今回の増築の件を含めて、有効な投資であったというふうに、皆さんの後任の数十年前の皆様が、こういう計画で、こういう学校の増築でよかったなと、ぜひ、思っただけのような事業にさせていただきたいというふうに思います。

●たけのうち有美委員 私からは、教員がゆと

りを持ち、子どもと向き合える環境づくり、子どもの豊かな学びのための環境整備についての2項目について質問します。

最初に、教員がゆとりを持ち、子どもと向き合える環境づくりについて伺います。

まず、小学校の専科教員の配置について伺います。

本定例会における我が会派の代表質問で、教員が子どもと向き合う時間を確保するために、どのように取り組んでいくつもりなのか質問しました。

教育長から答弁がありましたが、子どもたち一人一人に寄り添った教育を一層充実させるためには、長時間勤務の改善など、教員がゆとりを持ち、子どもと向き合える環境を整えることが重要で

す。教員がゆとりを持つことが難しい要因は、学習指導要領の内容や、標準授業時数の肥大化をはじめ様々ではありますが、その一つとして、教員1人が担当する授業時間数、いわゆる持ち授業時数が多いことも挙げられます。

文部科学省が実施した2022年学校教員統計によると、教員の週当たりの平均持ち授業時数は、中学校で17.9単位時間、高等学校で15.4単位時間である一方、小学校は24.1単位時間と多くなっており、小学校の教員の持ち授業時数の軽減が課題となっています。

そのため、国は小学校高学年において、学級担任に代わり、特定の教科の授業を行う、いわゆる専科教員の配置のための加配を拡充しているところ

です。札幌市においても、この加配を活用し、2024年度は、小学校高学年の外国語、算数、理科、体育を主な対象とし、196名の専科教員を配置していると伺っています。

国の専科加配については、文部科学省の2025年度予算では、前年度より全体で990名の増加、今後4年間では、3,960名の改善を計画しているところ

そこで質問ですが、札幌市における小学校の専科教員の配置による効果と今後の方向性について伺います。

●菅野教職員担当部長 専科教員の配置による効果と今後の方向性についてお答えいたします。

専科教員の配置により、学級担任の持ち授業時数の軽減が図られ、授業準備や学習評価などの時間に充てることが可能となったところでございます。

また、専門性の高い専科教員の教科指導により、理科の観察実験の充実や、児童の英語を用いたコミュニケーションの活性化など、学びの質の向上につながっているところでございます。

令和7年度は専科教員を20名増員し、216名の配置を予定しておりますが、今後も国の加配定数の動向を踏まえ、専科教員の配置を拡大し、教員がゆとりを持ち、子どもと向き合える体制づくりに努めてまいります。

●たけのうち有美委員 持ち授業時数の軽減をはじめ、様々な効果がある、また、来年度は20名増員とのことでした。

学校独自で高学年の学年ごとの教科担任制を実施している小学校もあると聞いておりますけれども、専科として教員を配置しなければ、1人の教員の持ち授業時数は減りません。また、子どもの豊かな学びのためには、教材研究など、授業のための準備の時間も大変重要です。専科教員の拡大に今後も努めていただきたいと思います。

次に、春季休業日の延長について伺います。

教員は、1年通して多忙であることは言うまでもありませんが、特に新しい児童生徒の受入れや教職員体制が変わる年度初めは、様々な業務に追われています。学級編成作業や教室の環境整備、年度当初の係活動、自己紹介などの学級開きのための準備、授業の準備では、時間割の作成、年間指導の確認、副教材の選定などの準備、児童生徒の実態把握では、一人一人の児童生徒の特性の把握、特別な支援が必要な児童生徒への対応の検討、家庭環境の把握など、そのための学年会や教

科会、職員会議など、多岐にわたっています。これを短期間で行わなければなりません。

このような中、札幌市においては、札幌市学校管理規則等に規定されている春季休業日の期間を2日間延長する改正を行い、年度初めに5日間の稼業日を毎年確保できるようにしたところです。

そこで質問ですが、このたび、春季休業日を延長する改正を行った趣旨について伺います。

●佐藤学校教育部長 春季休業日を延長する改正を行った趣旨でございますが、年度初めについては、いじめや不登校などの未然防止、早期発見などの、子ども一人一人に対するきめ細かな支援に向けた教員間の情報共有や体制づくりなど、子どもの学びを支えるための教育環境を整える上で大変重要な時期であるというふうに認識しております。

この時期は、新たに着任する教員も含めて、入念に打合せをしながら進めることが重要となっておりますが、これまで、その年の暦によっては、4月当初の準備期間が3日間のみに限定され、大変慌ただしい中で対応を進めなければならないという年もあったところでございます。

そこで、年度初めに確実に5日間の準備期間を確保し、1年間の教育活動の体制をしっかりと整えることで、新学期開始とともに、子ども一人一人のより一層安全・安心な学びにつなげることができるよう、本改正を行ったところでございます。

●たけのうち有美委員 大変重要な時期でありながら、年度によっては、新年度に入ってから子どもを迎える始業式の日まで3日しかないこともあったとのことでした。

春季休業日の延長は、教員が子どもと向き合える環境づくりを進める上で、大変有効な取組であると考えます。

文科省のホームページにある、学校における働き方改革についてというページには、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるように

することを目的として、学校における働き方改革を進めております、とあります。

働き方改革とは、教員の最も大切な仕事である子どもと向き合うということに力を注げる、子どもの小さな変化に気づけるなど、ゆとりを持てる時間を確保するための取組です。札幌市として様々な対応を行っているものと受け止めています。今後も教員がゆとりを持ち、子どもと向き合えるための取組をより一層進めることを要望して、この質問は終わり、次の質問に移ります。

次に、子どもの豊かな学びのための環境整備について伺います。

まず、バリアフリートイレの整備状況について伺います。学校施設は、子どもたちの豊かな学びのために、授業以外で利用するスペース、例えばトイレなどについても安心して使えるものであることが大変重要です。また、学校は、子どもの学びの場としての役割はもちろんのこと、地域の避難所、防災拠点などの機能も持ち合わせています。地域にお住まいの高齢の方、障がいのある方など、様々な方が利用するための施設として、その担うべき役割は、ますます幅広く重要になっており、このことは今や市民の共通認識になっているものと考えます。その中で、札幌市教育委員会では、昨年12月に改定された札幌市学校施設維持更新基本計画において、学校施設のバリアフリー化を明記するとともに、国の整備目標を踏まえ、2025年度末までに、全ての幼稚園、学校にバリアフリートイレを整備することとしています。

そこで質問ですが、学校施設におけるバリアフリートイレの整備内容と、これまでの整備状況について伺います。

●池田学校支援担当部長 バリアフリートイレについてのご質問でございまして、まず整備状況についてでございますが、バリアフリートイレには車椅子での方向転換が容易に行える空間を確保した上で、温水洗浄便座付の便器を設置しているところでございます。

さらに、人工肛門などの方のためのオストメイ

ト設備、子どものおむつ替えのためのベビーベッド、子どもを座らせるためのベビーチェア、便器への移動や姿勢保持のための手すり、衣服の着脱のためのフィッティングボードなども備えているところでございます。

これらの整備状況といたしましては、新改築リニューアル改修の事業予定校を除きまして、269校への整備を終えており、35校が未整備となっているところでございます。

令和7年度につきましては、それらの全ての学校35校に整備する予定でございます。

●たけのうち有美委員 バリアフリートイレの整備内容と整備状況については分かりました。

今、答弁にあった整備内容には含まれていませんでしたが、昨年10月の文教委員会でも我が会派から要望しているとおり、介助が必要な方のおむつ交換などの利用が想定される折り畳み式の大型ベッドであるユニバーサルシートが設置されれば、より多くの方が安心して利用できると思います。特に、重い障がいがあるお子さんが地域の学校に通うことも増えてきており、おむつ交換をトイレでできる環境が望ましいことは言うまでもありません。ユニバーサルシートのないトイレでは、保護者がトイレの床にシートを敷いて、その上でおむつ交換をしているケースもあるとのこと、衛生面で不安があります。また、先日、小児慢性特定疾病のお子さんを支える北大の子どもサポートセンターで自立支援員の方とお話ししましたが、基礎疾患があるお子さんが入院生活を終えて学校に復帰した際に、おむつを利用していることも多く、安心しておむつ替えができるユニバーサルシート付のトイレが必要だとお聞きしました。札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブックにおいて、ユニバーサルシートは望ましい整備として記載されており、学校施設においても設置を広く進めるべきであると考えます。

一方で、一般的なユニバーサルシートは、幅が70センチ、長さが1メートル60センチほどの大きさがあり、既存のバリアフリートイレに導入する

ことは難しいと考えます。しかし、新たに設計を進める際には少しずつでも設置を進めてほしいと思います。

そこで質問ですが、少なくとも今後、新改築を進める学校において、ユニバーサルシートの導入を検討してはいかがか伺います。

●池田学校支援担当部長 ユニバーサルシートの導入についてのご質問でございました。

ユニバーサルシートの導入につきましては、相当程度のスペースが必要でございますので、先ほど委員からも寸法のご紹介がございましたけれども、既存のバリアフリートイレ内への整備につきましては難しいのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、学校は、地域コミュニティ施設の複合化や避難所としての活用など、様々な方が利用されておりますことから、ユニバーサルシートの必要性が高まっているものと承知しております。したがって、現在、新改築校として設計を行っている最中の山鼻小学校ですとか手稲中央小学校からは、バリアフリートイレの整備に合わせまして、ユニバーサルシートの導入を進めていく考えでございます。

●たけのうち有美委員 新改築のときには、バリアフリートイレと併せてユニバーサルシートの導入を進めるとのことで、よかったです。

子どもや地域の方が安心して利用できるよう、こうしたトイレの情報提供もしっかり行っていただきたいと思います。

次に、学校におけるカラーユニバーサルデザイン、いわゆるCUDの普及について伺います。

厚生労働省の調査によると、日本人男性は5%に当たる20人に1人、日本人女性は0.2%に当たる500人に1人が、大多数の色の見え方と違う色覚特性があると言われております。札幌市全体では、約4.8万人いるとされています。札幌市では、色覚の個人差によらず、全ての人が見えやすい色遣いであるCUDを正しく伝えるための指針として、広報に関する色のガイドラインを2016年

2月に発行、2022年には改訂版を発行しています。また、アクションプラン2023の行政運営の取組の一つに、ユニバーサルデザインを取り入れた情報発信が位置づけられたことから、昨年4月には、札幌市印刷物発注ガイドラインにおいて、このガイドラインを参考に、誰にとっても見やすく分かりやすい印刷物とすることへの配慮を求めた記載が追加されました。さらに、今年2月25日に供用開始した中央区複合庁舎では、案内表示にCUDを取り入れた色遣いが施されているなど、取組が充実しつつあります。CUD認証がされる予定と聞いており、当事者の方々からは、計画段階から期待の声が届いておりました。

一方、学校では1学級35人として、その半数が男子だとすると、1学級に1人いるかどうかということにはなりますが、学年、学校全体で見ると、多くの色覚特性を持つ子どもがいることになります。学校現場では、以前から色覚特性への対応が行われていますが、様々な手だての内容については、各学校に任せられているというのが実情であると認識しています。色覚特性がある当事者を講師にした研修も実施されていますが、その研修を選ばなかった教員には、情報は届かないことになります。

学校教育の場面で配慮が必要なものとして、板書や掲示物、採点の赤ペン、体育のときに使うビブスの色など、色を扱う全てのことが関係しており、こうした特性について、教職員が正しく理解し、具体的な手だてを知っているだけで、授業中の声かけなども含めて十分配慮ができるものと考えます。現在、CUDに配慮した製品も既に販売されており、例を挙げると、チョークやシールなどがあり、実際に、それを利用している学校があると聞いています。CUDに配慮した板書の方法や環境整備に関する情報が各学校に共有されることによって、色覚特性への対応や配慮が適切に進んでいくと思われます。

そこで質問ですが、学校におけるカラーユニバーサルデザインの普及に向けてどのように取り

組んでいく考えか、伺います。

●菅野教職員担当部長 学校におけるカラーユニバーサルデザインの普及についてでございますが、色覚特性を持つ子どもが安心して学習できる環境を整備するためには、教職員が色覚特性についての正しい知識を身につけることが重要と認識しております。

教育委員会では、これまで、色覚特性や子どもへの配慮について学ぶ教員研修を実施することに加え、新任教員向けに指導資料を配付するなど、教職員の理解が深まるよう啓発を行ってきたところです。次年度につきましては、全ての教職員がいつでも受講できるよう、動画研修を新たに位置づけることとし、動画の内容や指導資料においては、専門家の知見に基づいた具体的な配慮や教室環境の工夫等について示すほか、色の配慮において参考となる札幌市のガイドラインも改めて周知し、子どもへの適切な指導を促してまいります。

●たけのうち有美委員 全ての教職員がいつでも受講できるよう、動画研修を新たに位置づけること、動画の内容や指導資料においては、具体的な配慮や教室環境の工夫について示すほか、色の配慮において参考となる札幌市のガイドラインも改めて周知するとのことでした。

配慮が必要な子どもたちも学校には大変多く、取り組まなければならないことが山積している学校現場ですので、動画に関しても、資料に関しても、短時間で分かりやすく、多くの教員が情報を得た翌日からすぐに使えるものとなるよう工夫を求めたいと思います。本市の広報に関する色のガイドラインは大変優れたものだと思いますが、教員がそれを読み解き、教室環境や授業や授業時の配慮に落とし込むというのも時間的に厳しいことが容易に想像できます。

ぜひ、学校版色のガイドラインを作成するなど、全ての教員がすぐに使えるものを検討し、教育委員会として、子どもの豊かな学びのためにしっかり学校を支えていただくことを求めて、私からの全ての質問を終わります。

●竹内孝代委員 私からは、小中学校における校外学習の取組について、学校施設のエアコン設置について順次質問をいたします。

初めに、小中学校における校外学習の取組についてお聞きいたします。

小中学校においては、工場などの社会見学、また職業体験、青少年科学館の見学やスキー学習、さらには宿泊学習や修学旅行のような、いわゆる郊外での学習というもの様が行われております。こうした学校の外で行う体験的な学習というのは、子どもたちにとって忘れられない思い出になるとともに、視野を広げ、豊かな人間性を形成する上でも大変重要であると考えております。

しかしながら、令和2年から数年間にわたる新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、多くの学校では、校外学習の中止、延期、規模縮小などの措置が取られました。そうした中、令和5年度からは、感染症対策を取りながらも慎重に教育活動を進めてきた学校が多かったというふうに聞いておりますけれども、子どもたちにとって重要な学びの場であるこの校外学習というのは、充実させるべきと考えております。

そこで質問ですが、小中学校における現在の校外学習の取組状況について、伺います。

●佐藤学校教育部長 小中学校における校外学習の取組状況についてであります。校外学習は、見聞を広め、自然や文化などに親しみ、学ぶ意欲を高める機会であるとともに、よりよい人間関係を築き、社会性を育んでいく上でも重要な機会であると認識しております。教育委員会といたしましては、感染症対策の状況を見極めつつ、令和5年度からは、子どもが直接体験を通じて本物に触れることや、実社会や実生活との関連を図ることを学ぶ力の育成における重要な要素として位置づけ、校外学習を含めた体験的な学習の推進を各学校に促してきたところでございます。

各学校においては、数年間、コロナ禍により教育活動が制限されることとなったものの、これを契機として、現在はより効率的で効果的な学びと

なるよう校外学習の目的や行き先などを見直すなどの様々な工夫をしながら、体験的な学習の機会の確保に努めているところでございます。

●竹内孝代委員 校外学習は重要な機会であるということ、また、効率的・効果的という観点からも様々な工夫しながら各学校で行われているといった現状について分かりました。この校外学習を実施するに当たりましては、訪問地までの移動手段として貸切バスを利用することも多いかというふうに思いますが、近年、バスの運転手不足、またインバウンド需要を背景に、この貸切バスの予約が取りにくく、その契約に苦勞しているといった声、また、バス料金が高騰したりしているという現場からのお声が届けられております。

私は、こうした社会情勢の変化により、子どもたちの体験を通じた学びの機会が減少につながっていくことはないだろうかと心配をしているところでございます。

そこで質問ですが、社会情勢の変化による校外学習への影響とその対応について、伺います。

●佐藤学校教育部長 社会情勢の変化による校外学習への影響とその対応についてでございますが、バス料金の高騰などを要因として、例えば今年度の修学旅行の実施に当たりまして、小中学校では、それぞれ約3割が当初の計画を見直す対応を行っております。各学校がバスの手配など、これまで以上に教育委員会との相談や関係各所と連携を密にしながら実施を行っているという状況にあると認識しております。

具体的には、校外学習の実施に当たりまして、訪問先やプログラムの見直し、あるいは貸切バス以外の移動手段への変更など、現在の社会情勢を踏まえて柔軟な対応を行ってきているところでございます。教育委員会といたしましては、今後も各学校が抱える課題を継続的に把握するとともに、実施時期が集中する校外学習の日程を取りまとめ、早めに周知を行うなど、各学校が校外学習の円滑な実施に向けて、見通しを立てて、より柔軟に対応できるよう支援することに加えまして、

校外学習に関係する各団体との意見交換を通じて現状を把握しながら、必要な対策等について検討するなど、各学校の校外学習の支援に努めてまいります。

●竹内孝代委員 様々な課題がありますので、見直しをしていることですか、また、バスの手配に苦勞している現状等も今、答弁がありました。

また、今お話しいただきましたように様々な意見交換をしながら、必要な対策について検討するという答弁、ありがとうございます。この貸切バスの予約が取りにくい状況というものの、また、バス料金の高騰というのは、学校の工夫だけで解決していくということは困難だと思っております。

今後は、例えばですけれども、教育委員会が、各学校が校外学習で必要としているバスの一括発注を行ったり、また、バス発注のコーディネイト業務といったものを考えていただいて委託するなどといった、新たな仕組みというものが必要かというふうに思っております。子どもの成長を支えるためにも、教育委員会としての取組をしっかりと進めるとともに、ぜひともこれは市の関係部署、また民間業者と連携していくものだと思っておりますので、そうしたことを含めて対応していただきたいというふうに思っております。

校外学習の充実に向けた課題解決に向けてしっかりと取り組んでいただきますよう強く要望いたしまして、この質問は終わります。

次に、学校施設のエアコン設置についてお聞きいたします。

一昨年の夏の猛暑は、過去最高気温となる36.3度を記録するなど、熱中症による救急搬送の急増、また一部の学校では、臨時休校や、また短縮授業などの措置が取られた。こうしたことをはじめ、また市民生活全体にも多大な影響を及ぼしたというふうに記憶をしております。そうした状況から、その夏の8月、我が会派は、市民からの声を踏まえて、秋元市長に対する緊急要望として、この災害とも言えるような暑さに頻繁に見舞われ

る、そうした近年の状況を踏まえて、これまでの認識を大きく変えて、命に関わる問題と捉え直して、夏の暑さ対策を強化するよう様々な施策を具体的に提言させていただきました。その中の一つとして、これまで長年求めてまいりました学校施設へのエアコン設置、これを早期に実施すべきというふうに強く求めさせていただきまして、このとき市長からは、設置に必要な事柄について調査を行っていくという回答がありました。

その後、まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023におきまして、市長は、子どもたちが安全・安心に学ぶ環境を確保するために、全ての市立学校の普通教室等に冷房設備を設置するという、そうした決断が下され整備を始めたということは、我が会派としても一定の評価をいたしております。

一方で、このエアコン整備というのは、機器の設置のみならず、電気設備の改修も必要となり、これまで度々質疑でも取り上げてまいりましたけれども、学校数や設置する教室数も多いため大規模な工事となるということ、また、建設業界の担い手不足といった課題を踏まえ、直営工事のみだけではなくPFI手法を導入するなど、計画年度内に整備を完了させるための工夫をしてきていただいているというふうに承知をしているところであります。

このPFI手法につきましては、2月19日の本会議におきまして、事業契約が可決、また成立し、札幌市が計画をしております直営工事及びPFI手法による整備については、一旦、対象校全ての契約手続まで完了いたしました。

やはり学校の暑さ対策というのは、子どもたちの健康を守る観点からも、確実に実施をしなくてはならないものであるという考えでありますので質問させていただきますが、普通教室へのエアコン整備に関して、今後の供用開始予定を含め、これまでの全体の進捗状況はどのようになっているのか伺います。

●池田学校支援担当部長 学校施設へのエアコ

ン設置についてということで、ここまでの全体の進捗についてというご質問でございました。

普通教室へのエアコン整備につきましては、直営工事の契約のほか、このたびのPFI手法の事業契約締結をもちまして、契約手続の全ては完了しているところでございます。直営工事によります整備につきましては、当初の計画どおり順調に進んでおりまして、令和7年、今年の夏に15校、令和8年夏に96校が供用開始となる予定でございます。また、PFI手法によります整備につきましては、事業者提案によりまして、当初計画の令和10年夏から1年前倒しとなりまして、令和9年夏までに完了できる予定でございます。

●竹内孝代委員 ありがとうございます。直営、PFIと両方の観点から、お話いただきましたが、全て契約は完了したということ、また令和7年、15校を皮切りに、来年度、令和8年は96校と、今後の供用開始についても分かりました。

また、計画当初より1年前倒しで整備計画を終えるといった答弁を今いただきました。これは子どもたちの健康面を考えますと評価すべきものだと思います。どうもありがとうございます。このたびのPFI手法での整備につきましては、事業費が大変多額であるということから、入札の参加者を地元企業に限定する、いわゆる地域要件ということが設けることができないWTO案件というふうになりました。また、PFI手法自体が、道内での活用事例というのが少ないため、地元企業にとってもなじみのない手法であるということ、また、さらに道内建設業界の需要増などに伴うこの設備業者の人手不足というものもありまして、従来の直営工事に比べまして、地元企業が参入しづらい状況であったというふうに捉えております。

しかしながら、これだけの大規模な事業については、人件費の抑制による整備コストの削減や、また、地元企業の育成といった効果が期待できますので、できる限り地域の企業が参入できることが望ましいと考えております。

そこで質問ですが、このたびのPFI手法による整備について、地元企業の参入がどの程度あったのか伺います。

●池田学校支援担当部長 PFI手法におけます地元企業の参入についてのご質問でございました。

今回のPFI手法の事業者選定手続におきましては、ただいま委員からもご紹介がありましたとおりWTO案件でございましたということで、参加資格の要件といたしまして、地域要件を設けることはできませんでした。しかしながら、事業者選定におけます提案評価項目の中で、地域経済の活性化という項目を設けましたところ、参加のありました二つの事業者グループで、いずれも地元企業の参入を図ることを含む提案があったところでございます。

また、具体的な地元企業の参入につきましては、選定された事業者グループで設立されました特別目的会社におきましては、構成10社のうち、4社が市内企業であり、さらに、具体的な設置に当たりましては、50を超える市内企業が協力企業として参加する予定となっております。

●竹内孝代委員 様々な課題があったかと思いますが、この一定程度、地元の企業が参入できているという状況というのは理解をいたしました。より多くのこの地元企業が参加をすることで、作業の効率性の面でも、また効果的であるというふうに考えます。加えて、札幌市の経済にも大きな効果が期待できるものというふうに思っておりますので、今回の結果というのは大変喜ばしいものだというふうに思っております。様々ご苦労いただいたと思いますけれども、引き続きしっかりと進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後は、この計画どおりに整備が完了するということが大事でありまして、学校からの協力を得ながら、前回の質疑の中でも様々学校と連携しながら進めていかなければいけないというような答弁がありましたけれども、札幌市においても、適

切に履行管理をされていくということが大事かと思っております。

このたびのエアコン整備事業においては、児童生徒、教職員が日常的に使用する、この教室というものを整備対象としておりますけれども、学校体育館への整備は行われなかったということになっております。このことについて、我が会派では、学校体育館へのエアコン整備に対して、国政の場において補助の拡充等を強く要望していただくよう党にも働きかけ、国にも働きかけてまいりました。その間、国の国土強靱化計画におきまして、公立小中学校施設の防災機能強化対策として盛り込まれ、このたび、令和15年度までの臨時特例交付金というものが新設されるに至ったところであります。札幌市としても、この普通教室へのエアコン整備を進めてきていただいているところではありますけれども、体育やクラブ、部活動等、学校教育環境の改善に加えまして、災害時の避難所機能の強化といった観点から、早急に取り組むべきものであると考えております。

そこで質問ですが、学校体育館へのエアコン整備について、教育委員会として今後どのように検討を進めていくのか、伺います。

●池田学校支援担当部長 学校体育館へのエアコン整備の検討の進め方ということでございますが、学校体育館のエアコン整備につきましては、教育環境改善や避難所機能の強化の観点からは一定の効果があるものと認識しているところでございます。

一方で、整備の必要性を判断するに当たりましては、整備コストですとか学校体育館に適した空調方式や動力源といった設備条件の整理、それから他都市の事例ですとか体育の授業に与える影響など、様々な調査を行う必要があると考えているところでございます。これらにつきましては、先日、その調査に着手したところでございます。これらの調査結果を基に、今後は課題の抽出、整理を行いますとともに、今年の夏から一部供用が始まります普通教室のエアコンの効果検証なども行

いながら、今後、検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

●**竹内孝代委員** 効果について、また様々な調査について着手したという答弁でありましたけれども、この体育館へのエアコン整備について、現時点の考え方というのは理解しておりますが、やはりこの事業規模も大きいですし、財源の面など検討すべき課題も多々あるということも十分認識をしております。しかしながら、今、調査に着手したということですので、将来的に整備を行うということになるのであれば、なおのこと国の補助が拡充されている間に、計画的に取り組むべきであり、教育委員会には、ぜひ前向きに、またスピード感を持って検討を具体的に進めていただいて、早期に実現することを強く要望して、私からの質問を終わります。

●**太田秀子委員** 私から、東区札苗北中学校の校舎増築について質問をいたします。

昨年の決算特別委員会では、東雁来・札苗地区の大規模な小中学校について質問をいたしました。このたび、実施計画費が計上され、問題解決に向かうことは、子どもたちや学校職員、保護者にとってもとてもいいことですし、私もとてもうれしく思っているところです。特に、札苗北中学校には特別支援学級が開設されておらず、周辺の中学校、周辺の校区を超えた中学校へ通学を余儀なくされる生徒がおりますので、増築に伴い、特別支援学級の設置がかなうのかどうか心配しているところです。

ここで1点目の質問ですが、今回の増築ではどのような整備を行うお考えなのかを伺います。

●**池田学校支援担当部長** 札苗北中学校の増築の件で、増築棟の整備内容についてというご質問でございました。

増築棟につきましては、既存の校舎と同様に3階建てを想定しておりまして、特別支援学習室としても使用可能な普通教室6室分や美術室、多目的室のほか、共用部といたしまして、トイレ、生徒用の昇降口などを整備する予定でございます。

また、現在、増築面にありますテニスコートにつきましては、グラウンドのほうに移設する予定でございます。

●**太田秀子委員** これまで特別教室を普通教室に転用してきましたけれども、今のご答弁では、美術室、多目的室なども考えておられるそうですし、特別支援学級については、六つ予定する普通教室の中で使用可能なんだということでありました。

私、2019年頃ですけれども、お子さんが中学校に進学予定なんだという方から、札苗北中学校に特別支援学級がないため困っていると、そういうお話を伺いました。教室が不足していることで特別支援学級が作れないということで、結局、校区を越えた中学校に保護者が送迎を行いながら通学することとなりました。特別支援学級でなければ教室がないので通えないということは起こらないのにと、私は当時、とても憤りを感じました。今では、市内でも特別支援学級の開設見込みがない学校は、この札苗北中学校だけとなりました。中学校の支援学級に入りたい場合は、保護者がその学校に支援学級があるかを確認して、なければ自ら設置を求めるということになるんですけれども、このたびの増築では普通教室を使うことができるというお話でしたから、校区内の小学校の特別支援学級に通っている児童や保護者に早く周知をしていただいて、要望に応じていただきたいということを求めています。

受入れについてですけれども、現在、札苗北中学校を進学先とする小学校の特別支援学級に通学している児童の大部分が、将来的にこの札苗北中学校に進学することになった場合、教室は足りるのか、受入れはどのように見込んでいるのか気になるところです。

そこで2点目の質問ですけれども、増築後には、この地区の特別支援学級の全ての子どもの受入れが可能になるのかどうかを伺います。

●**池田学校支援担当部長** 特別支援学級の見通しについてのご質問でございました。

増築後におけます特別支援学級の設置につきましては、今後、詳細を検討していくこととなりますけれども、多くの学校に設置しております知的障がい、自閉症、情緒障がいなどの学級につきましては、この地区においても設置が想定されるところでございます。その場合には、多くの子どもが札幌北中学校に進学できるようになるのではないかと考えているところでございます。

●太田秀子委員 想定されているところだということで、その場合には、多くの子どもさんを受け入れることができると考えているというご答弁だったと思います。

受入れを想定しているということなので、とてもうれしく思いますけれども、ぜひ、そうなった場合には、やはり先生ですとか職員の方の配置もありますので、今からぜひ、関係する方たちと協議を始めていただけたらと思ったところです。

最後に、トイレとエレベーターの整備について伺います。

これも昨年の決算特別委員会で質問いたしましたけれども、札幌北中学校の施設面でのもう一つの常に大きな課題がトイレの不足でした。

前回の答弁では、既存施設のレイアウト上、増設が難しい場合もあるとのことでありましたけれども、増設によりトイレの環境が改善されて、生徒が不安なくトイレを利用できるようになることをとても期待しています。また、札幌北中学校では、当初、エレベーターを整備する改修を予定していたと思いますけれども、今回の増築によって、それに影響があるのではないかと思うところです。

質問いたしますが、増築によるトイレとエレベーターの整備はどのようになるのか伺います。

●池田学校支援担当部長 増築によるトイレとエレベーターの整備についてのご質問でございました。

今回の増築におきましては、各階に洋式トイレを増設するとともに、バリアフリー対応のトイレをそれぞれ整備する予定でございます。

また、エレベーターにつきましては、当初、既存校舎における令和7年度の設置工事を予定していたところでございますけれども、今回の増築に合わせて増築棟への整備を行うことといたしますので、完成が少し後ろ倒しになりますけれども、増築の際に設置したいと考えております。

●太田秀子委員 エレベーターは今、先ほど山田委員との質疑の中で、グラウンドのほうにテニスコートを移動して増築棟を建てるということでしたから、その近辺にエレベーターをつけるという説明でありましたので、少し後ろ倒しになるよということでしたけれども、トイレについては充足もされていくようですし、環境が改善されるということで、ほっとしたところであります。

私、大規模校についていろいろ考えてきましたけれども、教室が不足して特別支援学級が作れないという状態が続いてきましたけれども、それは特別支援学級を必要とする少数の生徒に我慢してもらうということになりますが、同時に、大規模校で、とても窮屈な学校というのは、少子化が進む札幌市の中では、やはりこれほどの大規模は少数校になるわけです。つまり、その仕組みは同じで、子どもたちにも学校職員にも我慢を強いていると、そういうことになります。勉強だけではなく、多くの学びの場所でありますから、このたびの増築を機会に、ぜひ本市の学校規模の在り方など見直していただけたらいいかなと思ったところであります。

最後に、学校支援担当の池田部長が退職されるとお聞きをしました。大規模校の課題では、私、振り返ってみたら、随分長い期間、質疑をさせていただきました。質問への答弁は、残念だなと思うことがとても、正直言うところが多かったですけれども、今日はとてもうれしい答弁をいただきましたけど、これまでの長い期間はちょっと残念だと思っていました。

先ほど山田委員の質疑の中で、通学路の見直しの検討などを行ってきたんだというご答弁もありましたけれども、担当職員の皆さんなどが地域を

回って、学校や地域の方などと話し合いを重ねておられたことは、地域の方たちからも私、耳に入っていたところでありました。おかげで、私も諦めずに質問ができたと思っていますところ。この場をお借りして、池田部長には大変お世話になり、勉強させていただいたことに感謝を申し上げて、私の質問を終わります。

●三神英彦委員　私のほうからは、問題解決の力を育む教育についてということで質問させていただきます。

一言、札幌をよくするという話の中に、その一つには、札幌中の子どもたちが質のよい教育を受けられることができて、その結果として社会に出たときに、一人一人がちゃんと稼げるような状態で、なおかつ札幌の戦力になっていくというのは一つあるのかなというふうに思います。

教育委員会の皆さんと打合せするときに、大体ベースとして私がお話ししているのは、文科省の学習指導要領の中にある、育成すべき資質、能力の三つの柱というのがあるんです。その中で、一つの柱は、体力をはじめとした生き物としての人間の基本的な力、これが一つ目の柱ですね。

それからもう一つは、知識、技能を伸ばしていく力、これが二つ目の柱。

それから、その知識、技能をどう生かしていくのかという部分が三つ目の柱になっていて、そこに、思考力だったり判断力だったり表現力だったり、場合によっては、今は対人コミュニケーションだったりとか、そういうようなものがたくさんあるわけです。今、世の中、学生の間というのはどちらかというと、その入試から始まって、卒業のための試験であったりとか、資格を取るための試験であったりとか、就職をするための試験であったりとかということで、どちらかというと、答えが一つしかないというものにどうやって正解にたどり着くのかという話になっていて、それは反復学習だとかというのが有効だったりするんですけど、私たちは経験的に、社会に出た途端、答えがないのに探さなきゃいけないという

シチュエーションだったりとか、あと、答えが幾つもあるって、どれにするみたいなことが起こるということがあります。その成果にたどり着くというだけではなくて、その最適解をどう見いだししていくのかということになるんだと思うんですね。

一つ目の質問ですが、本市において、子どもに問題解決の力を育むための、これまでの取組と成果について伺います。

●佐藤学校教育部長　問題解決の力を育むための取組と成果ということでありますが、札幌市では、平成26年度から施行した札幌市教育振興基本計画の教育アクションプランに、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら問題を解決する資質、能力である学ぶ力の育成、これを重要項目に位置づけ、継続的に取組を重ねてきたところでございます。

具体的には、課題探究的な学習を核とするさっぽろっ子「学ぶ力」の育成プランに基づきまして、自ら疑問や課題を持ってその解決に向けて考え、また、先ほど委員からもありましたように、他の人と意見交換を通して自らの考えを広げたり深めたりしていくこと、これを目指す授業の実践を全ての市立小・中・高等学校において推進するとともに、教育委員会としても、研究校を指定してのモデル事例の開発とその普及啓発、また教職年数に応じた研修の充実などに取り組んできたところでございます。これまでに実施してきております学習に関する子どもの意識調査の結果を見ますと、10年前と比較しまして、多くの項目で肯定的な回答が増加しており、例えば、自分の意見を進んで発言しようとしているですとか、意見の違う人ともよく話し合おうとしているといった子どもの割合は、小学校で約10ポイント、中学校で約20ポイント増加しております。

学ぶ意欲や、人と協力して問題解決していく力に成果が現れてきていると、このように認識しております。

●三神英彦委員　どうもありがとうございます。今、お話しいただいたところでは、学ぶ力

の、まず定義、それから、実際にその課題探究的な部分というのをどう伸ばしていくのかという話なんですけれど、毎回議論になるのが、やっぱり文科省のほうは全国一律という考えを持っているわけですから、それに対して、札幌がそれを受け取って札幌独自の部分というのをどれだけ作ってあげるのかということに多分なるんだと思います。

例えば小中学校だったら、やっぱり1週間のカリキュラムの中でできることってどうしても物理的に限られる中で、どうやって今の探究という部分を引き出していくのかなと思います。それから、また、少しちょっと時代を進めるという話になると、今、世の中にあるAIというのは、検索エンジンのお化けみたいなやつで、疑似AIという部分なのかもしれないんですけど、これが自己学習するような本当のAIというのが来たときに、先ほどの3本の柱のうち、知識、技能の部分というのが、本当にAIに取って代わるかもしれないという世の中が来るかもしれませんという中で、今後どう見ていくのか、教育委員会としては、その文科省のガイドラインというのを見ながら、どうやって札幌のオリジナリティーを出していくのかということになるんだと思います。

次の質問ですが、今後、学ぶ力を一層育成していくために、どのようなことに重点を置いて取組を進めていくのか、お伺いします。

●佐藤学校教育部長 学ぶ力を一層育成していくための重点ということでございました。

現在の社会は、様々な情報にあふれ、先を見通すことが大変難しい社会に変化してきていることから、自ら適切な情報を集めて課題を見だし、様々な人との協働により問題解決する力を育成することが、ますます重要性を高めているというふうに感じております。

教育委員会といたしましては、子どもが自ら体験して得た情報や、本、資料等から得た情報、また、ネット上から得た情報など、様々な情報を組み合わせて自分の考えをまとめ、そして相手に応

じて効果的に表現する学びを充実するなど、これまで推進してきた課題探究的な学習のさらなる質の向上を重点として取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、子どもが自ら自分の学びの足跡をデータとして記録し、いつでも振り返ることができる新たなツールの導入について実証研究に取り組むなどし、ICTの効果的な活用を推進して、学ぶ力、この一層の充実、向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

●三神英彦委員 どうもありがとうございます。今、答弁いただいた中に、本当に多くの事業を組み合わせて、トータルバランスとして、教育委員会として、学校との関わり、学校それぞれにいる子どもたちとの関わりというのをどうやっていくのかというのが今後の課題になっていくんだと思います。

一つ、協働という言葉は今、答弁でいただきました。協働という話の中で、周りとうちに話しかけてだとか、周りとうちにコミュニケーションを取ってという話の中で、ちょうどこの間、子ども未来局で子ども議会のことを質問させていただいた中で、あの子ども議会の仕組みって、小学校、中学校、高校、大学って、みんな集めてきて、モチベーションの高い子どもたちを集めてきて、大学生は高校生をファシリテーションして、それが中学生に、小学生にという形で、結果的に、小学生が秋元市長に対して立派な提言を出すということをモデルとしてやっていますので、そういったところも参考にしながら、また続けていただけたらと思います。どうもありがとうございます。

●村山拓司委員長 ここで、およそ20分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後3時18分

再 開 午後3時40分

●小口智久副委員長 委員会を再開いたしま

す。休憩前に引き続き、質疑を行います。

●しのだ江里子委員 私からは、不登校児童生徒の支援についてと学びのサポーター活用事業について、質問させていただきます。

まず、不登校児童生徒の支援についてです。

毎年、文部科学省が実施しております児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査では、近年、全国的に不登校児童生徒数が増加の一途をたどっており、札幌市においても同様の状況であることから、喫緊の課題であるものと認識しております。そのような状況の中、学校に登校することは難しいが、学校以外の場所であれば学習や他者との交流をしてみたいと考える子どもたちにとって、教育委員会が設置している教育支援センターの果たす役割は大変大きいものであると考えます。

2021年予算特別委員会において、私从不登校児童生徒への支援に係る教育支援センター等の一層の活用について質問した際に、多方面から教育支援センターに通所する子どもたちの中でも、特に東区からの利用者が多い状況を鑑み、東区への教育支援センターの設置検討を要望しました。その後、東区をはじめとする各地域に、地区において教育支援センターサテライトを開設し、支援を始めたことについては評価をしているところで

す。

まず、質問ですが、教育支援センターサテライトでの支援の状況と今後について伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 教育支援センターサテライトでの支援の状況と今後についてのご質問でございました。

教育支援センターサテライトにつきましては、令和5年度に東区と清田区、令和6年度には厚別区、手稲区でも順次開設をいたしまして、教育支援センター未設置の4区全てにおきまして、支援の充実を図ってきたところでございます。

今年度は、それぞれのサテライトで、中学生を対象とし、週2日、子どもが軽運動やコミュニケーション活動に取り組めるよう、区の体育館や

区民センターなどを会場として実施をいたしました。

令和7年度からは、対象者を小学校4年生以上の児童生徒へと拡大するとともに、これまでの活動内容に加え、子どもが自学自習にも取り組めるようにするなど、支援の充実を図ってまいります。

●しのだ江里子委員 東区をはじめ、教育支援センターが開設されていない全ての区において、教育支援センターサテライトが開設されたことや、次年度からは、サテライトの利用対象者や支援内容が一層充実されるということについては理解いたしました。

先ほど指摘をいたしました文部科学省の調査においては、近年、小学生の不登校児童数が全国的に増加傾向にあり、札幌市においても同様の状況であるとのことで、不登校児童生徒の中には、教室には入ることは難しいが、教室以外の場所であれば登校することができる子どもがいる状況もあり、校内外の両方における学びの場の確保が必要であると考えます。今回サテライトにおいても、中学生に加えて小学校4年生から子どもたちが支援を受けられるようになるということですが、もちろん学校内でもしっかりと支援をしていくことが重要と捉えております。

校内における支援については、2022年予算特別委員会において、相談支援パートナー事業の今後の方向性について質問させていただき、今後、学校と家庭が連携しながら、小中学校9年間を見通した支援について一層の充実を図り、子ども、保護者、学校の三者にとって実りある取組となるよう努めてまいるとの答弁をいただきました。また、小学校における相談支援パートナーの活用については配当時間が十分ではなく、小学校6年間という長い期間の中で、子どもの状態に応じた柔軟で適切な対応を行うことは中学校以上に難しいことを踏まえた上で、より多くの小学校への相談支援パートナーの配置と継続的で効果的な支援の充実を要望したところです。

そこで質問ですが、小中学校における相談支援パートナーの活用状況と今後の支援の充実について伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 相談支援パートナーの活用状況と今後の支援の充実についてでございますが、相談支援パートナーについては、今年度より小学校全校へ配置を拡充いたしまして、全ての小中学校におきまして、不登校の未然防止や初期対応等の支援を受けられるよう体制を整えたところでございます。

それに伴いまして、今年度から、校内で教室に入ることのできない子どもの居場所や学びの場を校内教育支援センターとして位置づけまして、相談支援パートナーの見守りの下、子どもが安心して過ごすことができるよう、環境整備などを進めてきたところでございます。

今後も相談支援パートナーを活用して、落ち着いた空間の中で、一人一人のペースで学習、生活できるようにするなど、個々の不登校児童生徒の状況に応じて適切に支援できるよう努めてまいります。

●しのだ江里子委員 今年度からは、小学校全校に相談支援パートナーが配置されたということで、本当に、子どもたちにとっては安心してすることができる一つの手だてになると思います。

文科省令和5年度問題行動等調査結果によりますと、札幌市におきましては、中学生は3,914名、小学校では1,801名が不登校となっております。平均すると中学校では1校当たり約40名、そして小学校では9名が不登校状況にあると言えます。文科省は、不登校対策については、誰一人取り残さない学びの保障に応じた不登校対策などを踏まえ、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、チーム学校での支援、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進しています。

具体的には、1点目に、今現在、全国に35校設置されています学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校のさらなる設置を促すために、設置前の準備、支援及び設置後の運営支援を進めること、

2点目には、校内教育支援センター支援員の配置経費を支援し、校内教育支援センターの設置、促進と機能強化を図るとしています。そして、3点目には、教育支援センターによる市区町村などにおけるアウトリーチ支援体制や保護者支援体制の強化、民間団体や福祉機関などと連携した協議会設置の支援などの機能強化の推進や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を図るとしています。

学びの多様化学校は、不登校になった学校に在籍したままを通う教育支援センターとは異なり、児童生徒は元の在籍校には戻らず、卒業まで多様化学校で過ごします。フリースクールとの違いは、教員免許を持つ教職員による教育課程に基づいた公教育であり、公立の小中学校であれば無償で通学することができるということです。学校に行けないことに不安や焦りを感じている子どもにとって、また学校に通えるということが救いになる場合がある一方で、不登校の児童生徒数に対して定員は少なく、文科省は2027年度末までに全ての都道府県と政令指定都市に1校ずつ設置をすることを目的とし、いずれは全国で300校まで増やすことを目指しているとしています。

そこで質問ですが、札幌市としては、この学びの多様化学校を含む新たな不登校対策についてどのようにお考えなのか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 学びの多様化学校を含む新たな不登校対策についてのご質問でございましたが、不登校支援に当たりましては、不登校児童生徒の実態に応じて必要な支援が異なるため、ニーズに応じた多様な学びの場が必要であり、学びの多様化学校についてもその一つと捉えております。

これまで札幌市においては、5,000人を超える不登校児童生徒の多様な学びの機会を保障するため、校内教育支援センターや教育支援センター、オンラインコースなど様々な学びの場を整備してきたところでございます。今後もそれぞれの学びの場において、学習支援をより一層充実させると

ともに、札幌市の実態を踏まえた不登校支援全体の在り方について検討を進めまして、全ての児童生徒が社会的自立に向けて安心して学べるよう取り組んでまいります。

●しのだ江里子委員 指定都市別の不登校児童生徒数を見ますと、横浜、大阪、名古屋に次ぐ数値でありまして、2021年、予特で質問した際に参考にしました2019年度比では1.9倍となっており、本人はもとより、保護者支援体制も喫緊の課題であると考えます。

かつて、別室登校と言われた校内教育支援センターの充実はもちろんのこと、以前より求めてきましたセンター未設置区での教育支援センターサテライトが2025年度より本格実施となることは何よりだと思いますし、先ほどの質疑にもありましたメタバースを利用したオンラインコースも、本市においてはひきこもり対策等で大変効果を上げておりますことから、大変期待をするところです。

以前の質問の際にも訴えましたが、子どもたちには、学校でも家庭でもない居場所、サードプレイスが必要で、コミュニケーションが取れ、気にかけてくれる人がいるということが大切で、ここが学習支援や体験活動の場ともなります。

先日、東区のサテライトを視察させていただきました。当日来ていた生徒が支援員の方と楽しくゲームをしたり、卓球をしたりする様子に、この生徒たちはしっかりと居場所の一つとなっている様子を拝見しました。ここも、次年度から自学自習などの学習支援の場となるということが分かりました。

今日、ちょうど朝日新聞に、不登校児支援のためのということで新聞に記事が載っております。この中に、NPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークの調査2022年度によりますと、不登校の子どもが主に過ごす場所は、自宅が91.3%、フリースクール25.3%、保健室、別室登校15.6%、行政の支援拠点、教育支援センター8.8%という結果で、公的支援につながっていな

い子が大半であるということが書かれてありました。

不登校は個人の問題ではなくて、不登校に対応できない社会に問題があると言われておりまして、学ぶことの保障こそ、ますます課題となると思います。不登校を余儀なくされている児童生徒に様々な学びの場があるのは望ましいことですが、実際に参加をしているお子さんは多くはなく、この居場所、サードプレイスを持たない多くの児童生徒がつながることができるように、さらに働きかけをしていただきたいと思います。

その際に、2013年以降、私は何度か提案させていただいているのですが、教育支援センターにネーミングをつけて、より身近に感じてほしい、例えば全区にあるのであるならば、全区のキャラクターの名前でもよいのではないかと。子どもたちと一緒に自分たちの居場所というものを一緒に考えていただくことができればと思うところです。

この問題は終わらせていただきます。

次に、学びのサポーター活用事業について質問いたします。

札幌市ホームページの障がいのあるお子さんの教育（特別支援教育）には、以下のように記載されています。特別支援教育とは、障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。特別支援教育は、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校など、全ての園、学校において実施されるものです、とあります。2022年度に文部科学省が公表した、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果では、学習面または行動面で著しい困難を示す小中学生は8.8%に上っています。全国のデータでは、ここ10年の間に、義務教育段階の全児童生徒数は1,030万人から941万人

と90万人近く減少しているのに対し、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を利用している児童生徒数は、32万人から64万人と2倍に増えています。

そこで質問ですが、札幌市の特別支援教育の状況はいかがか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 札幌市の特別支援教育の現状についてお答えをいたします。

札幌市における義務教育段階の全児童生徒数は、この10年で3,500人ほど減少しているのに対しまして、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を利用している児童生徒数は、10年前の2,483人から今年度は4,564人となっております。全国と同様の増加傾向にあるものと認識しております。さらに、障がいがある児童生徒やその保護者が、通常の学級に在籍して学ぶことを希望する事例も増えてきておりまして、通常の学級での特別支援教育の実践がこれまで以上に求められております。

教育委員会では、管理職を含めました教員に対し、特別な教育的支援が必要な子ども理解と支援の在り方について、様々な研修をしてきたところでございます。また、通常の学級の教員と特別支援学級の教員が授業を持ち合う担任交換事業の取組などを通して、それぞれの教員がお互いの状況を理解し合い、学校全体で特別支援教育の推進が図られるよう進めているところでございます。

●しのだ江里子委員 札幌市においては、児童生徒数は10年で3,500人減少している一方で、特別支援学校や特別支援学級などを利用する児童生徒は2,000人以上増えていて、今4,500人ほどになっているというご答弁でした。

また、実際に通常の学級での学びを希望する児童生徒も増えてきておりまして、彼らへの合理的配慮と言える特別支援教育の重要性はさらに高まっており、学校全体で推進していただくことが求められます。

札幌市では、これまでも、子どもの学ぶ環境に

ついて教育委員会などから、一方的に学ぶ先を指定するのではなくて、保護者や子ども本人の意見を最大限尊重した就学相談を実施してきたと聞いております。

しかし、未就学児が利用する様々な施設では、子どもに心配なことがあると特別支援学校や特別支援学級への就学を検討するよう促されることがあり、通常の学級で学ぶことができる選択肢がないと思ってしまう保護者もいるということです。

そこで質問ですが、教育委員会は、未就学児の就学について今後どのように対応するご予定なのか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 未就学児の就学に関する今後の対応についてのご質問でございました。

教育委員会といたしましては、子どもや保護者の思いを十分に聞き取りながら、就学先を適切に選択できるよう相談を進めることが重要であると認識しております。そこで、特別な教育的支援が必要と思われる未就学児の就学に向けた相談については、通常の学級も含めた就学先について情報提供するなど、適切な相談になるよう努めているところでございます。

また、学校において、子どもや保護者から就学に向けた相談を受ける際には、通常の学級を含めた学びの場の選択肢について伝えるよう、教員の研修等を通じて促しているところでございます。

今後は、障がいがあっても必要に応じて、学びのサポーター等を活用しながら、通常の学級で学ぶことについて可能であることが確実に伝わるよう、ホームページの表現等を工夫してまいりたいと思っております。

●しのだ江里子委員 未就学児の相談についても、通常の学級も含めた就学先を情報提供されているということで、それに関しては何よりであると思います。

札幌市のホームページを見ますと、障がいのあるお子さんの教育（特別支援教育）の項目の、お子さんの学びの場についてというところから入り

ますと、通常の学級が最初にあります。ここから学びのサポーターを使いながら、通常の学級での学びは可能であるということが記載されています。

一方、障がい種別の教育という項目の中から入っていきますと、ここには通常の学級はなく、選択することができないのではと思う保護者もあると聞きます。ぜひ、障がい種別の教育の最初には通常の学級も加えていただき、選択できることを明記していただきたい。そして、就学相談は、お子さんに障がいがあっても必須ではないということを追記していただきたいと思います。障がいがあるお子さんも通常の学級に在籍しているということ、そしてまた、支援が必要なお子さんたちに対して、学びのサポーターが大きく関わっているということを改めて確認いたしました。

私どもの会派では、これまでも特別な教育的支援が必要な子どもたちの学校生活上、必要となる支援を行う学びのサポーター活用事業について取り上げて、その重要性について指摘してきたところです。学びのサポーターによって、障がいのある児童生徒も学習に参加しやすくなったという意見がある一方で、学びのサポーターの活動時間が十分与えられていないなどの意見も耳にいたします。昨年の予算特別委員会では、周知方法についても工夫をし、子どもたちが学びのサポーターの継続的な支援を受けられるよう努めるとの答弁をいただいたところです。

質問ですが、学びのサポーター活用事業の現状と今後の見通しについて伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 学びのサポーター活用事業の現状と今後の見通しについてでございますが、学びのサポーターを活用する児童生徒は年々増加しておりまして、今年度は全市で1,800名を超えている現状でございます。

また、児童生徒を支援する学びのサポーターは800名を超える方が小中学校等で活動しておりまして、次年度は、学校からの要望が多い特別支援学級での活用の拡充を考えているところでござい

ます。今後は、新たな授業の成果と課題の検証を行いながら、支援を希望する児童生徒が増えることを想定しまして、本授業の在り方を検討してまいります。また、引き続き、多くの市民に向けてサポーターの募集の周知を図りながら、新たにサポーター登録のシステム化にも取り組みまして、これまで以上に人材の確保にも努めてまいります。

●しのだ江里子委員 要望です。

日本は、障害者の権利に関する条約を2014年に批准し、2016年には障害者差別解消法が施行され、札幌市でも、2016年3月には札幌市立学校職員における対応要領、2017年2月に取組集が作成され、障がいがある子もない子も、共に学ぶインクルーシブ教育の理解が進められています。

先ほどのご答弁にありましたように、800人を超える学びのサポーターの方たち、そしてまた今年度は、1,800人の障がいのある児童生徒が通常の学級などで共に学ぶ際の学習支援には、欠くことのできない合理的配慮であると考えます。

昨年来、学校のある地域のまちづくりセンターですとかショッピングセンターへの募集チラシの掲示などによりまして、多くの方に登録をしていただいているものの、マッチングにおいては、なかなかかなわないこともあり、修学旅行などを控えている学校では必要な事例もあると聞いております。今後、通常の学級に加え、特別支援学級でもサポーターの活用を検討されているとのことでした。在籍する障がいのある児童生徒が増加により、時間数の足りない学校も出てきており、果たして現在の1校当たり700時間が適当とは言えないのではないかと思います。

教育委員会には、児童生徒の学習環境を守るためにも、学びのサポーターの時間の積み増しを検討していただけるよう求め、私の質問を終わります。

●前川隆史委員 私からは、令和4年に開校をして、この春で開校して丸3年が経過をしました道内唯一の公立夜間中学校、星友館中学校につい

て伺いたいと思います。

夜間中学につきましては、その様々な事情により、義務教育を十分に学ぶことができなかった方が、年齢や国籍、これまでの生活経験等を問わず、学びたいという気持ちを持って通う中学校でございます。この学びたいと思う気持ちは、人間が幸せを求める正にその姿でありまして、最も重要な権利とも言えると思います。そういう意味で、夜間中学が社会に果たす役割は非常に大きいと感じているところでございます。

令和2年の国勢調査の結果によりますと、札幌市内には最終学歴が小学校の方が8,925名おります。また、この統計には表れない不登校などの理由により、十分に学ぶことができないまま中学校を卒業された方も数多くいらっしゃいます。さらに、外国人の方も1万2,634名がいらっしゃいますので、星友館中学校の潜在的なニーズは非常に大きいと思いますし、こうした方々の学びたいという気持ちの受皿として、星友館中学校の存在は非常に大きいものがあると感じております。

先ほどもお話ししたとおり、星友館中学校は開校から3年がたちました。生徒の中には、夜間中学校に通う中で、学力はもちろんですが、自分自身の中に自信というものを身につけて、それぞれの人生の次のステップに進んでいった方も多いのではないかと、このように思うところでございます。

そこで伺いますが、現在の星友館中学校の生徒の数や年齢構成、外国にルーツのある方の人数について、まず1点、さらに、卒業生の進路について、現在どのような状況になっているかも含めてお伺いしたいと思います。

●佐藤学校教育部長 星友館中学校の生徒の構成状況及び卒業生の進路ということでございますが、星友館中学校の生徒数は、令和4年度の開校時は66名でありましたが、令和5年4月には105名、令和6年4月には110名となっております。

110名の年齢構成につきましては、20代が24名

と最も多くなっておりますが、10代から80代まで、各年代に幅広く在籍しております。

また、外国籍、または外国にルーツのある方については約1割となっております、日本語指導も受けながら、学びを深めているところでございます。

卒業生につきましては、これまでの2年間で11名が卒業しまして、今年度3月ですけれども、17名が新たに卒業を迎えたというところでありまして、星友館中学校の学校教育目標である「学ぶ＝いきる」の下、身につけた経験を生かして、人生の新たなステップに挑戦しようと努力されているところと認識しております。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

当初66名からスタートして、現在110名の生徒さん、そして昨年まで11名がご卒業されて、今年度は17名さらにご卒業ということで、また新たな人生のスタート、挑戦に向かっていると、そのようなお話でございました。大変に貴重な役割を果たしていると、このように改めて感じたところでございます。

このように、様々な年代や性別、国籍等々、様々な人生の事情が違う人たちが織りなす、この校舎、学び舎というものは、まさに唯一無二のものだなと思います。これまで、様々な課題に対応しながら学校づくりを進めてきていただいたと、このように感銘しているところでございます。

先ほどの答弁で、今もお話ししたとおり、今年度までに30名近く卒業されているということが分かりましたが、この3年で様々な人々が星友館中学校で学んで、それぞれの人生を豊かにしてきたものと思いますが、そこで伺いますが、星友館中学校が開校して3年たちますが、その間、教育委員会としてどのように総括をしているのか、お伺いをしたいと思います。

●佐藤学校教育部長 星友館中学校の開校後3年間を経たとき、今の総括ということでございますけれども、星友館中学校は、戦後の混乱期に家庭の事情で十分に学べなかった高齢の方、また、

不登校など様々な事情により十分な教育を受けられなかった方、そして、本国で義務教育を受けていない外国籍の方などに対して、義務教育を保障する目的を持って設置したところでございます。

こうした目的に対応するため、習熟度別の学習ですとか少人数指導など、きめ細かな教育環境を整えたところ、多くの生徒に入学していただいております、学びのセーフティーネットの役割を果たすことにつながっていると認識しております。また、アンケートに回答した生徒の9割以上が、安心して学校生活を送ることができている、あるいは、学校で学ぶことは楽しいなどの設問において肯定的な回答をしていただいております、学校生活におおむね満足いただいているというふうに考えておるところでございます。

加えまして、札幌市独自の就学援助の類似制度を整備するとともに、生徒の学びの状況に応じた構成の仕組みを整えたことなどが全国から注目されており、これまで累計して125件の視察見学を受け入れ、他地域の公立夜間中学の立ち上げの参考になっているというふうに認識しております。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

生徒さんのアンケート結果でも、9割の方が安心して学べる、また、楽しいといった声が得られているということで、まさに生徒さんのお声というのは非常に貴重だと思います。

また、全国からも125件、これまでに視察にいられているということで、本当に手探りの中であつたかと思いますが、本当に全国模範の公立夜間中学校になっているんだと改めて感じたところでございます。

そして、そういったことを踏まえながら、最後にまた伺うわけですが、星友館中学校を今後、この地域に根差したものにしていける、そういったことも非常に重要かと思っております。

そういう意味で、どういった取組が必要になってくるのかと、そういったことについてどのようにお考えか、伺いたいと思っております。

●佐藤学校教育部長 星友館中学校を地域に根

差したものとしていく取組についてでございますが、星友館中学校は、公立夜間中学の在り方検討委員会におきまして、自主夜間中学の関係者をはじめとした市民の皆様と一緒に、理想の公立夜間中学について議論を重ねて設立した学校でございます。

学校としては、今後も理想の公立夜間中学であり続けたいという思いから、今年度コミュニティスクールを導入し、当事者の生徒の意見を聞きながら、地域の皆様とよりよい学校づくりについて検討する取組を開始したところでございます。

教育委員会としては、引き続き、札幌市民が誇ることのできる公立夜間中学であり続けることができるよう、市民ぐるみの学校づくりを支えてまいりたいというふうに考えております。

●前川隆史委員 星友館中学校は、理想の公立夜間中学とは何かという、そういったことを何度も何度も議論を重ねて設立された学校でございます。そういった思いが、コミュニティスクールに受け継がれていくことを期待したいと思います。

この星友館中学校の設立にご尽力いただいた自主夜間中学の札幌遠友塾の工藤さんが、今年度、社会教育功労者として表彰をされました。また、星友館中学校の工藤校長先生は、ダブル工藤と言われていましたけれども、工藤校長先生は、開校準備から現在に至るまでの功績が認められて、札幌市教育実践功労者として表彰をされたところでございます。こうしたことから、星友館中学校は、教育委員会と民間とのたゆまぬ協力、そしてまた連携の中で、すばらしい夜間中学になっているということが認められたものじゃないかと、このように感銘しているところでございます。今後も、どうか設立当初の熱い思いを引き継いで、学びたいと思った方々に学びを提供できるよう、しっかりと頑張ってくださいようお願いいたします。

最後に町田さんと思ったんですが、何かこの後、出番がありそうな雰囲気もございますので、町田さんの前途に幸多かれとエールを送って、私

の質問を終わりたいと思います。

●**藤田稔人委員** 給食を食べ、部活でサッカーをするためだけに中学校に通った藤田稔人でございます。

今日は、私から学校給食提供の在り方検討について、そして学校部活動の地域移行・地域展開について、2点お伺いさせていただきます。

まず、学校給食提供の在り方検討についてです。

第3回定例会の代表質問において、我が会派から、今後の学校給食提供の在り方について質問したところ、安全・安心な給食提供が重要と認識しつつ、給食室の老朽化や将来的な担い手確保など、様々な課題に対応するため、従来の給食提供方式にとらわれず検討していくとの答弁でございました。その一環として、今年度、教育委員会では、持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性調査をコンサルタント会社へ業務委託により行っており、札幌市で現在実施している親子給食、単独調理方式のほか、調理機能を集約する整備手法である給食センター方式等の調査・検討を行い、年度内には報告書がまとまると伺っております。業務委託の期間はまだ終了していないため、報告書がまとまっているかどうか分かりませんが、コンサルタント会社からの報告により、ある程度、提案の方向性は示されていると思われます。

そこで質問ですが、調査で整理された方向性について、お伺いさせていただきます。

●**池田学校支援担当部長** 調査で整理された方向性についてということでのご質問でございました。

今回の調査につきましては、現在164校の学校施設内の給食室にて調理を行う中、施設の老朽化への対応や調理、配送などの担い手不足の課題を受け、給食提供の持続可能性を探るために実施したものでございます。調査を行ったコンサルタント会社からの報告では、現行の自校・親子調理方式のほか、全国的な事例を踏まえまして、調理施

設を集約化する方式や、民間事業者が調理した給食の配送を受ける方式も含めまして、それぞれの特性が整理されたところでございます。

現時点で示されております方向性といえます。現行方式における施設更新には相当な期間を要することから、多様な給食提供方式を組み合わせるなど、それぞれのメリットを取り入れながら、持続可能な給食提供体制を構築していくことが望ましいとされているところでございます。

●**藤田稔人委員** 報告書で持続可能な学校給食の在り方を示すということでございました。

今後、提出される報告書を踏まえ、次年度、具体的な検討作業に着手するとして予算が計上されているところでございます。

そこで質問ですが、今後どのように検討を進めていくのか、お伺いさせていただきます。

●**池田学校支援担当部長** 今後の検討の進め方についてでございます。

今回の調査報告書を基に、庁内関係部署との今後の方針の検討を進める予定でございますけれども、検討に当たりましては、来年度早々に、学校関係者や有識者等からも意見をいただく場を設ける予定でございます。こうした議論を踏まえつつ、札幌市として持続可能な給食提供の在り方の方針を定め、将来にわたり安全で安心かつ安定的な給食提供の体制を構築してまいりたいと考えているところでございます。

●**藤田稔人委員** ご答弁ありがとうございます。

昨年11月、私ども、北広島市で学校給食を提供している防災食育センターを視察してまいりました。給食提供に加えて食育も重視しており、さらには防災の機能も備えて、防災施設としてふだん使いでき、災害時にも市民に安心感を与えるすばらしい施設でございました。

給食センターを導入するかについては、次年度、本格的に検討していくと思いますが、本市はこれまで給食提供方式として実施していないため、食材、物資の調達や配送といった面で、導入

に当たっては様々な影響があると思われます。現場の声や、納品業者、配送業者など、事業者の声を丁寧に聞きながら、給食センターの導入に向けて迅速に検討を進めていただきたいと考えております。

続きまして、学校部活動の地域移行・地域展開についてお伺いさせていただきます。

札幌市内の中学校には、現在でも1,200近くの部活動で、2万7,000人の生徒が様々なスポーツや文化芸術活動に取り組んでおり、今後も生徒数の減少は見込まれておりますが、将来にわたって札幌市における豊かな中学生のスポーツ、文化芸術活動を維持・充実させていくためには、地域の力を活用しながら、持続可能で多種多様な環境を整備していく必要があると考えております。

一方で、これだけの規模の学校部活動を、短期間のうちに全て地域の活動に移行することは困難であり、今後、地域移行を積極的に進める方針になったとしても、中学生のスポーツ、文化芸術活動の場を維持するためには、当面は部活動を継続して実施し、有効に活用しなければならないと考えております。

そこで質問ですが、来年度予算案における部活動改革関係予算の状況について、お伺いさせていただきます。

●吉田調整担当部長 来年度予算案における部活動改革関係予算の状況についてお答えいたします。

まず、学校部活動における外部人材活用の取組といたしまして、顧問教員に代わりまして指導等を行う部活指導員、こちらは昨年度から25名増員し108名分、また、顧問教員が不在時に指導等を行う特別外部指導者につきましても25名増員し53名分、これらの人材の任用や研修に係る予算を計上いたしました。

また、この予算計上に併せまして、部活指導員の任用につきましては、これまで設置要綱において定数を定めておりましたが、令和7年度からは中学校の申請に応じまして、年度の途中の追加任

用も含め、柔軟に部活指導員を配置することができるよう、運用を改善したところでございます。

さらに、指導者の一層の確保に向けまして、北海道教育委員会が運営する人材バンクの活用や大学との連携の取組を進めるなど、中学校のニーズに応じて、より多くの部活指導員を配置することができるよう努めてまいりたいと考えております。

加えまして、スポーツ庁及び文化庁の委託事業である地域クラブ活動への移行に向けた実証事業に係る予算を引き続き計上しておりまして、今年度実施した実証事業の成果や課題を踏まえながら、地域で多様なスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる環境整備に向けまして、今後を見据えたモデル事業につきましても実施する予定でございます。

●藤田稔人委員 部活動指導員や特別外部指導者の増員をはじめ、様々な施策にこれから臨んでいくということでございました。

部活動の顧問業務を務めている中学校の先生方の中には、競技経験のない中で努力して指導に当たられている先生もおりますし、生徒にとって専門的な指導が満足に受けられていない部活もある現状を踏まえると、部活動指導員をはじめとした外部の専門的人材の活用は重要な取組であり、現在の部活動の規模と比較すると、今回の予算案でもまだまだ十分とは言えず、今後も積極的に外部人材の活用を進めていただきたいと考えております。

一方で、答弁の最後にありました部活動の地域移行に向けた実証実験を踏まえて、札幌市における部活動の地域移行についての検討も待ったなしで早急に進めていく必要があると思います。札幌市ほどの規模になりますと、部活動の地域移行を進めていくことが容易でないことは理解しておりますが、大都市だからこそその強みとして、地域の企業やスポーツ関係団体等と連携しながら、札幌市ならではの地域移行の進め方で進めていただきたいと考えております。そのため、令和6年決算

特別委員会においては、地域資源を生かした部活動の地域移行の在り方について検討が必要ではないかとお尋ねし、地域の関係団体等との連携の下、地域の専門的人材の活用により、より実践的な部活動地域移行の実証事業を実施するとの答弁をいただいております。

そこで質問ですが、地域の関係団体との連携による実証事業の取組状況についてお伺いさせていただきます。

●吉田調整担当部長 地域の関係団体との連携による実証事業の取組状況についてお答えいたします。

アスリート派遣などを行います一般社団法人A—b a n k北海道との連携の下、南区にある五つの陸上部の生徒が休日に合同で陸上クラブ活動を実施いたしました。また、ハンドボールのクラブチームでありますサフィルヴァ北海道が休日のクラブ活動の運営を行う実証事業なども実施したところでございます。これらの取組におきましては、各運営団体に所属するアスリートが指導を担うことによりまして、練習内容の充実が図られました。また、複数校の生徒が合同で活動することによりまして、これまでにない生徒同士の交流の機会が創出されるなどの成果も見られました。

また、指導を希望する顧問教員が、兼職兼業により各運営団体に所属する形で事業に参画しておりまして、地域移行後も引き続き指導を希望する教員の地域クラブ活動への関わり方についても検討を進めてまいりたいと思っております。

こうしたこれらの取組状況が、市内の他の競技団体にも伝わっておりまして、他の競技、種目におきましても、実証事業の実施に向けた検討が進みつつある状況にあると思っております。

●藤田稔人委員 A—b a n kやサフィルヴァとの連携ということでございましたので、恐らくトップアスリートの指導というのは子どもたちにとっても大変刺激的なことであると思っておりますので、そういったことは大変有効であると思っておりますし、また、ほかの学校の生徒との触れ

合う機会も増えていくということは、やはり社会性をこれからどんどん増していくということからしても大変いい事業だと思っておりますので、ぜひ幅広く進めていただきたいと思います。

あわせて、これからも兼職兼業という形で地域移行後のスポーツにしっかりと関わりたいという方々をきちんと活用できるように、ぜひとも、これからもそういった形で、今までの先生方が関わられるようにしていただきたいと思います。

各競技種目によって、競技人口も違えば抱える課題も千差万別であると思っておりますので、ぜひ地域の各関係団体の声を酌み取りながら、早急に検討を進めていただきたいと思います。

昨年末、スポーツ庁、文化庁が設置する地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議が中間取りまとめを公表しております。こちらを拝見しますと、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的であり、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障していくことの重要性が示されており、また、生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めたスポーツ・文化芸術の役割や意義を尊重する必要性も示されております。令和5年度から改革推進期間がスタートし、国の実証事業等を通じて、各市町村による取組が着実に進捗している状況にあります。全国的には、既に、休日の地域展開を積極的に進めている自治体もある状況で、中には、休日も平日も一体に地域展開を進めている自治体も見受けられます。

実行会議の中間取りまとめでは、学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくことや、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするというコンセプトを明確にするために、地域移行という名称を地域展開に変更するとともに、令和8年度から令和13年度

までの6年間を改革実行期間と位置づけ、休日については、次期改革期間内に原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこととされております。札幌市においても、再来年度から始まる改革実行期間を見据えて、改革推進期間の最終年度である来年度中には、一定の方向性を打ち出していく必要があると思います。

そこで質問ですが、地域展開に向けた今後の検討の進め方についてどのようにお考えか、お伺いさせていただきます。

●吉田調整担当部長 地域展開に向けた今後の検討の進め方についてお答えいたします。

今後は、将来にわたって札幌市の子どもの多様な活動の場を維持・充実していけるよう、新たな活動環境の整備に向けまして、競技・種目ごとのより具体的なモデル事業へとつなげていく考えでございます。そこで現在、札幌市スポーツ協会等と連携しながら、各競技団体、文化団体などとの協議を始めておりまして、これまでの実証事業も参考にしつつ、モデル事業の実施に向けた調整を進めてまいりたいと考えております。

こうしたモデル事業の実施状況や、各団体の意向等を踏まえながら、来年度中には札幌市における望ましい部活動の地域移行、地域展開の在り方につきまして、一定の方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員 来年度中には一定の方向性を見いだし、示すということでしたので、ぜひ、迅速に対応していただきたいと思います。

冒頭、私は給食と部活のためだけに中学校に通ったと申しました。教育委員会の先生方には誠に申し訳ありませんが、勉強したいと思って中学校に通った日は恐らく1日もなく、このような不届き者を許せないと思う先生方もいると思いますが、そのような生徒は、実はたくさんいると思います。中学生の私は、勉強のやる気のない生徒という評価だったかもしれませんが、この街で数少ないJリーグのピッチに立つことができた

人間でもあります。たかがサッカーのレフリーかもしれませんが、一つの道を究めれば、ほかのことも何でもできる人間力を身につけることもできると思っています。

スポーツで、全力で汗を流したい、文化芸術活動に精いっぱい打ち込みたい、そういった生徒の居場所を今後もきちんと確保するために、ぜひとも力強く早急に検討を進めていただきたいと思います。

●ふじわら広昭委員 私は教員の採用について質問します。

最初の質問は、2025年度の教員新規採用予定者総数及び校種別の人数と辞退者数についてです。

昨年の決算特別委員会で、2024年度の教員採用検査の受験者総数及び最終合格者数について質問しました。答弁では、受験者総数1,222名のうち、最終合格者は370名とのことでありました。新年度まで、本日を含め九日余りとなりますけれども、既に2025年度採用予定者には配属先の通知を出していると思います。

そこで質問ですが、2025年度の教員新規採用正規教員予定者総数と校種別の教員数、また辞退数について、まず伺います。

●菅野教職員担当部長 2025年度、令和7年度の採用予定者数と校種別の教員数、辞退者数についてでございますが、令和7年度の新規採用正規教員の予定者総数は355名となっております。

校種別では、小学校、幼稚園教諭区分で187名、中学校、高等学校教諭区分で111名、特別支援学校教諭区分で45名となっており、このほか養護教諭9名、栄養教諭3名となっております。

なお、本採用検査においては、計15名の辞退者が生じたところでございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、臨時的教員特別選考についてです。

私ども民主市民連合は、かねてから、臨時的教員、職員の問題について大きな関心を持って取り上げてまいりました。元札幌市議会議員の私どもの会派の長谷川衛さんは、2014年、平成26年の予

算特別委員会で、2017年度から教員の人件費が、例えば北海道では、これまでの道費が政令市に移管されることに伴い、札幌市独自の教員採用試験実施及び期限付職員の特別選考導入の提言、質問をしました。答弁では、2015年度、平成27年度から教育制度担当部を設置し、検討するとのことでありました。こうした経緯を含めて、2023年度、常勤の臨時教員として採用検査実施年度の過去3年間、通算24か月以上の勤務実績がある場合、一次試験の教養検査を免除することを決定しました。また、2024年度からは、過去3年間に通算し12か月以上の勤務実績がある場合に改正しております。

そこで質問ですが、常勤の臨時職員として検査実施年度の過去3年間の通算月数は、24か月以上から通算12か月以上に改正した理由と、このことによって受験者数及び登録者数がどのように推移しているのか、伺いたいと思います。

●菅野教職員担当部長 臨時教員特別選考についてでございますが、教員の経験を通して、札幌市の教育に対する理解を深めている臨時的任用教員は、学校現場において即戦力となり得ることから、令和3年度実施の検査において、臨時教員特別選考を新設いたしました。

令和6年度実施の検査からは、これまでの実績を踏まえ、出願対象の拡大を目的に、資格要件を勤務実績通算24か月から12か月に緩和したところでございます。

このような経緯を含めて、前年と比べ受験者は、182名から285名へ103名、登録者も57名から83名に26名増えたところでございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、2024年度に実施をしました前倒し選考についてです。

昨年10月の決算特別委員会の答弁で、最終合格者の370名のうち、135名が2023年度から実施している大学3年生などを対象とした前倒し選考の最終合格者とのことでありました。

そこで質問ですが、2024年度12月に行った前倒し選考の実施状況について伺います。

●菅野教職員担当部長 令和6年度に実施した前倒し選考についてでございますが、12月15日に、昨年度に引き続き大学3年生などを対象とした前倒し選考を実施いたしました。

受験者は497名のうち、合格者は410名で、受験倍率は1.2倍でございました。

昨年度に比べ、受験者数が約100名増えており、受験対象者への認知が進んだことで、挑戦してくださる方が増えたものと認識しております。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、今後の教員採用検査の新たな取組についてです。

他の都市におきましても、教育委員会で、受験者を確保していくためにいろいろなことが検討されていると思います。札幌市教育委員会においても、受験者を確保していくためには、そして優秀な人材を確保していくためには、前倒し選考のように、従来の教員採用検査などにはない新たな工夫を行っていく必要があると思います。

そこで質問ですが、2025年度に実施する教員採用検査における新たな取組について、伺いたいと思います。

●菅野教職員担当部長 来年度実施する教員採用検査における新たな取組についてでございますが、来年度実施する一次検査では、受験対象を拡大し、大学3年生等を対象とした選考区分を新設いたします。

この選考区分を通過したものは、次年度行う検査の一部が免除され、およそ1年間、専門教科や面接準備等に専念できることから、さらなる受験負担の分散化に寄与するものと認識しております。また、通常学級においても、特別支援教育への理解を深めることは重要であることから、特別支援学校教諭免許を有する者への加点制度を追加いたします。今後も、質の高い教員人材の確保に向け、従来の方法にとらわれず、様々な工夫、改善を検討してまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

新年度から大学3年生を対象とした前倒し選考

を6月に実施したり、また加点をするなど、こうしたことを評価したいと思いますが、同選考が受験者数を増やすための手段にならないことを強く求めています。また、今後も臨時的教職員特別選考基準の改善を求めています。

さらに、2025年度の新規採用者数は355名とのことでありましたが、少子化の問題はあるものの、近年の4月1日以降に発生する定数欠、1年間必要とする教職員の欠員数は、小中合わせて約500名前後というふうになっております。全てを正職員化するということは一定の課題があるわけでありますが、もう少し新年度の新規採用者数を増やす検討をすべきであることを求めて、質問を終わります。

●**國安政典委員** 私からは、市立高等支援学校の就労支援体制について質問をさせていただきます。

私は、障がいのある子どもたちの教育環境の充実を願い、これまで高等支援学校の間口の拡充や高等支援学校における就労支援の充実などを求めてまいりました。

高等支援学校における教育は、子どもたちが社会で生きていくための生きる力をつける上で極めて重要な教育であることは言うまでもありません。また、障がいのある生徒が就労するということは、障がい者の社会参加という視点から大きな1歩であり、共生社会の実現に向けて積極的に取り組むべきものであると考えます。障がいのある生徒が、スムーズに企業での就労へと移行し、職場に定着していくためには、企業ニーズと本人の希望や適性とがマッチングすることが重要であります。そのため、市立の豊明高等支援学校とみなみの杜高等支援学校の2校においては、私たちが長年要望してまいりました就労支援コーディネーターの2名が、雇用先となる企業や現場実習先の開拓、さらには障がい者雇用に伴う企業への相談支援を行うなど、着実に就労支援の取組が進められていると評価をするところでございます。

そのような中、令和4年第1回定例会予算特別

委員会において、我が会派の森山委員が、ポストコロナを見据えた今後の就労支援の充実について質問を行った際に、教育委員会が中心となり、市立高等支援学校2校と教育委員会との三者による就労支援の連携体制の再構築を図るとの答弁をいただいております。

まず、そこで質問でございますが、市立高等支援学校の就労支援体制の取組の現状について伺います。

●**喜多山児童生徒担当部長** 市立高等支援学校の就労支援体制の取組の現状についてでございますが、就労支援体制の要でございます就労支援コーディネーターにつきましては、福祉分野の専門性がある方に加え、企業において障がい者雇用の実績のある方を新たに配置いたしまして、企業側の視点を生かした職場の開拓及び障がい者雇用に関する理解、啓発に取り組んでいるところでございます。

また、教育委員会と市立高等支援学校2校の三者で就労支援に係る会議を定期的に行いまして、就職に必要な職業適性などについて協議するとともに、新たに就労支援に係る教職員の専門性向上を目的とした研修を実施するなど、連携を強化しているところでございます。

このように、教育委員会と市立高等支援学校2校の三者が連携を深めることで、企業就労及び福祉的就労等、生徒一人一人の希望や適性に応じた進路選択ができるよう努めているところでございます。

●**國安政典委員** 市立高等支援学校と教育委員会が連携した就労支援体制の現状につきましては、理解をするところであります。

また、就労支援コーディネーターとして、企業出身の方が企業側の視点で職場開拓等を担っているというのは、初めて障がい者雇用を行う企業にとっても心強いことだと思いますし、現場実習の受入れなど、スムーズに進むものと考えます。

令和6年4月には、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある方への合理的

配慮の提供が義務化されました。加えて、4月以降、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられてまいります。このような、経済状況や働き方などの社会情勢が変化している中、高等支援学校では、社会との接続を意識した、より実践に即した教育が重要であり、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、教育内容を工夫する必要があります。

そこで質問ですが、豊明高等支援学校及びみなみの杜高等支援学校では、社会的自立に向けてどのような教育内容が行われているのか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 豊明高等支援学校及びみなみの杜高等支援学校での社会的自立に向けた教育内容についてのご質問でございました。

豊明高等支援学校では、令和7年度入学生から新しい教育課程を編成いたしまして、生徒一人一人が自分の課題と向き合い、必要な学びを選択できる自立活動の時間を設けるとともに、総合的な探究の時間を拡充し、課題探究的な学習を推進することとしております。

また、札幌市初となりますPark-PFI事業であります百合が原公園整備運営事業の事業者のYURIGAHARA PARK FUTURE LABと、この3月に包括連携協定を締結いたしまして、企業や地域とともに、魅力ある公園づくりを通して、様々な職業体験を積み重ね、社会の中で活躍できる力の育成を目指しているところでございます。

また、みなみの杜高等支援学校につきましては、障がい者の雇用ニーズの変化や生徒の就労実績を踏まえまして、令和6年度入学生から職業コースを再編するとともに、多種多様な職種を学ぶ職業ゼミを新設いたしまして、生成AIを活用した仕事を経験する機会を設けるなど、外部人材を活用しながら、職業観や就労意欲の醸成に努めているところでございます。

●國安政典委員 豊明高等支援学校並びにみなみの杜高等支援学校が、それぞれに特色のある教

育内容を実践していることにつきましては理解をいたしました。

豊明高等支援学校と百合が原公園整備運営事業、この事業者との連携では、生徒の声を公園づくりに反映させることで、生徒が社会の一員として地域社会に貢献できるという実感を得る機会となりますので、YURIGAHARA PARK FUTURE LABですか、ぜひ実りの大きなものとなりますよう、開業後の取組に期待したいと思っております。

さて、高等支援学校卒業後の社会の中では、職場に定着し働き続けることも難しいのではないかとという心配もあります。引き続き、学校が進路先を定期訪問したり、関係機関との連携により悩みを解決したりするなど、定着のための支援が重要でありますので、これにつきましても、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

町田副市長が教育長として在任されていた平成25年の3定決算特別委員会では、豊明高等支援学校の卒業生を同校の臨時職員として1年雇用する取組の答弁がありました。このように、教育委員会として障がい者雇用を積極的に行っていくことも重要でありますので、一層、就労支援の取組を促進する必要があるのではないかと思います。

そこで質問ですが、教育委員会として今後の就労支援を充実させるために、どのような取組を行っていくのか伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 今後の就労支援の充実についてのご質問でございましたが、教育委員会では、知的障がいを含め様々な障がいのある方を職員として任用いたしまして、小中学校等への配置を進めているところでございます。

このような中、市立高等支援学校の生徒にとって、小中学校等での就労が進路の選択肢の一つとなるよう、在学中における小中学校等での職場体験実習の機会確保に努めているところでございます。また、教育委員会と保健福祉局が連携し、職場定着支援を行うジョブサポーターの活用など、生徒に必要な支援が行き渡りますよう、高等支援

学校2校が、障がい者就業・生活相談支援事業所と協議や検討する場を継続的に設けてまいります。

今後は、生徒や保護者が在学中から就労や生活に関することを相談できますよう、ハローワークなどの労働関係機関との連携を強化いたしまして、より一層、生徒の社会的自立に向けました支援の充実に努めてまいります。

●**國安政典委員** 私どもも、これまで福祉の分野でも、このジョブサポーターということにつきましては一生懸命取り組んできただけに、そういった他機関との連携も進んでいるということで理解をいたしました。

町田副市長のご尽力によりまして、教育委員会をはじめ、札幌市全体で市立高等支援学校の生徒の社会的自立に向けた支援が充実しているということが分かりました。今後、より一層、支援の充実に向けて取り組まれることを期待したいと思います。

最後に、町田副市長にお伺いいたします。

町田副市長が教育長として在任していた平成27年4月には、公立学校として国内初となるMYP認定校である開成中等教育学校が開校されました。また、先ほどの質疑でもありましたとおり、現在は、障がいのある方が福祉補助員として学校で雇用される、そのきっかけも作っていただきました。副市長に就任されてからは、北海道初の普通科職業コース制を採る、みなみの杜高等支援学校、さらには北海道初の公立夜間中学校となる星友館中学校、先ほども前川委員の議論がありましたけれども、これが開校するなど、前例にとられず、子どもに寄り添った多様な教育を先導し、札幌市の教育行政に多大なるご尽力をいただいたと思っております。

このたび、副市長を退任されることになりましたが、今後の札幌市の教育に寄せる思いをお伺いして、私の質疑を終わりたいと思います。

副市長、よろしくお願い申し上げます。

●**町田副市長** ご質問ありがとうございます。

私は平成23年、2011年に教育次長になりました。それから教育長、それから副市長になりました。この10年、教育委員会を担当する副市長として、私としては、まさにライフワークとして教育行政に取り組んできているという思いを持っているところでございます。

この間、社会の状況は非常に多様化し、複雑化し、教育に求められる内容も大きく変わってきているところでございます。今後、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、支え合い、多様性が強みとなる社会の中におきまして、子ども一人一人が思い描く幸せを実現してもらいたいと強く願うところでございます。そして、それを実現するためにも、障がいのある子ども、そして不登校の子ども、海外から帰国した子ども、そして日本語の習得に困難さのある子どもなど、誰一人取り残さない教育が推進され、札幌市教育委員会が目指しております人間像でございます自立した札幌人の育成が図られることを強く期待するものでございます。

議員各位におかれましても、札幌市の未来を担う人材の育成に対しまして、引き続きお力添えを賜りますよう強くお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

●**伴 良隆委員** 私のほうは、キャリア・パスポート、それから子どもに関するデータ連携事業、そして学校を支える体制づくりということで、順次質問させていただきます。

まず児童生徒、子どもたちのために日々ご苦労いただきまして、いつもありがとうございます。

まずこのキャリア・パスポートでございますけれども、質問に入る前に、私もこの縦と横、6・3・3制と、それから横、教育委員会以外の部局、子ども未来局等々もありますけれども、こういったところでその縦と横というのが、いつも私の中でなかなか理解ができずにおりました。そういう中で、一つ一つの事象を捉えて質疑をさせていただいて、整理をしてきているところでもござ

います。まずキャリア・パスポート、これはまず縦のラインでございます。6・3・3、この制のことでございます。キャリア・パスポートにつきまして質問に行き着く前に、私は経済観光局、経済観光局長にご見解をいただいているところでございまして、私のほうの主張ではありますけども、生きていて、働いていて幸せなまち、札幌ということで、経済観光局に質問させていただきしました。人口減少と言いながらも非常に大事でございますので、私たちの目の前に札幌市民、ここはやっぱり大切にさせていただきたいと、大切にしていこうじゃないかというようなことで、人としての生きがい、やりがいといったことの中で、キャリアという言葉を使わせていただきました。

このキャリアというのは、いろんな訳し方がありますけれども、これは人生の軌跡というふうな意味合いもございます。キャリアから、今度はジョブに移りまして、ジョブが職業、そしてワークが仕事といったことがございます。このキャリアというのが、まさに生きがいとかやりがいといったことで、とても大切な考え方でございます。現にこれはキャリア教育で、実際に取り組まれた子どもたちが、仕事でも達成感があって、マッチングもしっかりして、離職に結びつかないような、そういったちゃんとした統計もございます。そういったこともあるんですけれども、子どもたち、生きがい、やりがいといったものを、このキャリア教育がどうかといったことを当時、私も経済観光局でお聞かせを願ったところでもございます。

その中で、キャリア教育の重要なツールでございますけれども、このポートフォリオと言われる、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用することといったことになっておりまして、これがキャリア・パスポートとなるものでございます。ご承知の方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、ただ、問題は、これは何か既定のものがあるわけではなくて、それぞれの学校、地域、そして教員によって使われ方がそれぞれ違うわけでも

ございます。当然、子どもたちは、これは各自が保管をして、ずっと基本的には6・3・3制の中で、ずっと使い続けていくものでございますので、自由度が高い分、どのように使われているかといったことについては、なかなか見通しができないといったこともございます。

こういったことで、このキャリア・パスポート、国はこれを全小中学校、また高校にて使うようにといったことでお達しになっているわけでございます。

そこで確認を取りたいと思いますので、質問がありますが、キャリア・パスポートの活用状況を伺いたいと思います。

教育委員会では、キャリア・パスポートの活用の意義をどのようにまず捉えていらっしゃるか、また、取組の現状と今後の活用についてのお考えを伺います。

●佐藤学校教育部長 キャリア・パスポートの活用の意義と、取組の現状と今後の活用についてでございますが、キャリア・パスポートは、子どもが自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることにより、自分のよさや可能性に気づき、自己肯定感や自己有用感を高めることができるものであると考えております。

また、教師にとっては、子どもの記述を基に、子一人一人の成長を促すための効果的な支援の充実につなげることができるものと認識しております。各学校、市立小中高等学校におきましては、こうした意義を踏まえて、全ての学年でキャリア・パスポートを導入しており、現在、子どもの学びの9年間の連続性を重視する観点から、小中一貫した教育のパートナー校間で、教員同士が共通理解を図る取組なども進み始めているところでございます。

教育委員会といたしましては、こうした連続性のある取組を促進するため、今後、1人1台端末を活用したキャリア・パスポートについて検討するなど、より効果的な活用が図られるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

●伴 良隆委員 学校というのは、後ほどお話ししますが、非常に忙しいですけれども、このキャリア教育というのは単に職業観を学ぶための教育ではございませんで、今、部長がいみじくもおっしゃいました、その人の人生と、そして学校でいくと、自己肯定感、有用感というようなことにもなりますけれども、こういったことを今後も引き続き強化し、また、よい取組はぜひ広げていただきたいというふうに思っております。経済観光局でも部長にご答弁いただきましたけれども、P D C Aでいくところのチェックからアクションということに関しては、この特別事業を要として各教科、日々の学校の中で行われるものといったものにはなりますけれども、その分やや曖昧になる可能性もございます。そういった各学校の中で、ちょっと言葉は悪いですけど、漏れがないように、いい取組をしっかりと拾っていただいて、もし隙間があればぜひ埋めていただきたいといった中で、子どもたちが今後も大人になっていく中で、このキャリア・パスポートを活用していくといったことになろうかというふうに思います。

なお、今後は、高齢者の学び直しといったことについても私は今後質問してまいりたいというふうに思っておりますので、人生一貫としたこの学びということ、生きがい、やりがいといったことについて、また私自身も追求してまいりたいというふうに思います。

それでは次に、子どもに関するデータ連携事業についてでございます。

これに関しては、縦横の特に横の部分でございます。部局間を越えて、子どもたちをどう育て守り抜くかといった考え方でございます。私、令和5年の決算特別委員会で、当時子ども未来局長の山本局長に質疑をさせていただきました。私は、児童虐待というものを、平成23年当選以降から度々取上げをさせていただきましたけれども、市民憲章第4章「未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう」、こういったことを掲げているこのまちとして様々な事案が、残念な事案が

ございます。そして、何人かの子どもたちも現に殺されたわけでございます。こういったことを防ぐために、情報連携をしっかりとすること、漏れがないようにしていただくための、当然、人の行いやシステムというものをしっかりと持ってほしいという中において、データのプラットフォームなどがありましたけれども、私自身は、各部局がそれを越えて、そして人も、実際は我が子と思うような気持ちで、社会の子であるといった気持ちが大切なんだといったことを、申し訳ありません、偉そうに言ったわけでありますけれども、そういう中で詩梨ちゃんの事件があったわけでありまして、そして母子保健とのデータプラットフォームといったものが確立されたと。1人の命が失われてやっとな動いたと言っても過言ではないかというふうに思います。

それで私は、子ども、その児童虐待を防ぎたいというのはもちろん第一義的にあるんですけれども、各学校においても、保育園もそうだったんですけれども、この見逃しといったものがあったことについては、これは否定ができなかったというふうに思います。そこで当時の山本局長に質問させていただいたところ、この教育委員会と児童相談所と、そしてもう一つは福祉部門でございますね、生活保護とか、それから自立支援、また障がいといった部門、こういったところとの情報共有をしっかりといただくことをお伝えさせていただいたところ、山本局長としては、学校など教育委員会の情報をはじめ、生活支援、発達支援など、保健福祉局が持つ情報とこれが共有できれば、各部署での支援のための情報の精度が上がり、児童虐待の未然防止にもつながっていくように考えると、そこで私の責任の下、確実に進めていく考えであると、このように言っていた中でございます。当然、保健福祉局、そして市教委の方とも申し合わせたというふうに私は聞いております。

そこで、子どもに関するデータ連携事業の進捗状況を伺ってまいります。

子どもに関するデータ連携事業、これについては、調査・検討を開始されていると聞き及んでおりますけれども、来年度、R7年度は独立した新規事業で調査・検討費が計上されているところがございますので、この子どもに関するデータ連携事業のまず目的について伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長　ただいまご質問のございましたデータ連携事業の目的についてでございますが、教育委員会といたしましては、いじめ、それから自殺関連行動、児童虐待等につきましては、危機意識を特に高く持って取り組まなければならない問題と考えておりまして、それを未然に防止することは重要な課題であると認識しております。

虐待を受けていたり自殺リスクが高かったりする児童生徒の背景には、個人の特性、家庭環境等、社会的要因が複雑に絡み合っていることが多いため、迅速かつ適切に子どものアセスメントを行うことが求められております。このため、本事業は現在、法に基づいて他部局と共有しているアセスメント等の情報につきまして、将来的にシステム上で確認できるよう、児童生徒情報の新たなデータ連携を目指すものでございます。データ連携が進むことで、子どもの状況を迅速に把握し、学校支援マネジメント機能を向上させ、必要な支援につなぐことができると考えております。

●伴　良隆委員　本当に大変ありがたいことで、よくぞ一歩踏み出していただいたなというふうに思っているところでございます。

ただ、前もって申しますと、システムを作ればそれで完璧かということではございません。

これはもう当初から僕は伝えてありますけれども、ただ、このシステムがあることによって、見逃しというものの、そして今、アセスメントというお言葉がありました。この気づきということですね、徹底的に気づいていくということ、そして共有をしていくということが極めて重要と。そして日々、子どもたちと接していただいている教員の方々、学校側がそういった見立てをしていただ

く、情報をいただく、そして、それを市の様々な部局に共有していただくということ、これは誠にありがたいことだというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

この子どもに関するデータ連携事業の、現在のそれでは進捗状況、どのような形か伺います。

●喜多山児童生徒担当部長　子どもに関するデータ連携事業の進捗についてでございますが、本事業につきましては、前例となります他の政令指定都市教育委員会における導入実績がないことから、今年度はデータ連携の手法について調査・検討を行ってきたところでございます。

現在、教育委員会の様々な担当課において受けた保護者からの相談や学校から入手した情報をそれぞれが管理していることから、まずは担当課間で具体的に共有、活用すべき情報をリストアップいたしまして、新たなデータ連携に向けた検討を始めたところでございます。

さらに、教育委員会内で共有すべき情報を他部局とも共有するに当たりましては、対象となる児童生徒、共有内容、手法等に関しまして、運用面と技術面から調査・検討が必要なが分かってきたところでございます。

●伴　良隆委員　政令市では実績がないということに関して、まさに先ほど和田勝也委員がおっしゃいましたけれども、挑戦をしていくということでもありますので、これに関しては、我々もバックアップをしたいというふうに思いますけれども、なかなか事例がない中において、大きなこの政令市が踏み出すというのは極めて異例だというふうに思っているところでございます。

そこで心配なのでございますが、今後の子どもに関するこのデータ連携事業の見通しについて、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長　データ連携事業の今後の見通しについてでございますが、教育委員会内での新たなデータ連携に当たりましては、将来的な他部局の実施しているシステムとのデータ連携を見据えたデジタル環境を整備していくこと

が必要となります。

本市におきましては、これから庁内のデジタル環境が刷新される予定でございまして、その動向を見ながら、今後必要な調査・検討を進めてまいります。より実効性のあるデータ連携システムを構築いたしまして、教育委員会が他部局、医療・福祉機関などと連携を図ることで、子どもの命を守ることに繋げてまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 喜多山部長、最後に子どもの命を守るという言葉を使っていただきました。言葉では、安全・安心とか命ということは、ちまたでいっぱい出回っていますけども、その議事録として、教育委員会が命を守るというように使われるというのは、これは非常に重たいことだというふうに思っております。

子ども未来局に児童相談所もありますし、保健福祉局にも、関連部署も、障がいや生活部門もありますけども、こういったことも含めて、今の喜多山部長のご答弁というのは非常に示唆があるものというふうに評価をしたいというふうに思っております。ありがとうございます。

そこで、私も保健福祉局に、今後、これまでも問合せはさせていただいているのですが、申したような、その関係部署、同じように、このシステムの刷新が全庁的に行われるこのタイミングを見計らって、後れを取らないように、保健福祉局の関係部門、子どもに関するこの福祉といったところをお預かりされている部門には、ぜひよろしくお伝えいただきたいと思いますし、私からもお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、学校を支える体制づくりについて伺います。

私は、ある市民の方からこのようなことを言われました。我が子が学校で非常に苦労していますと。恐らくいじめになるようなものなのかなというふうに推察しておりましたけども、ただ、学校や教育相談を含めてなかなか助けくれませんかといったお話でした。なかなか理解もしてくれな

い。それで、気づいたら先生たちは転任でいなくなってしまうしということで、先ほどの6・3・3、この子どもたちの成長を、じゃあ誰が社会で見守ってくれるんですか、伴さんというふうに言われたわけでございます。

一方で、この方、ご家族に学校関係者がいらっしゃいまして、されど、それを学校にそのままぶつけ続けるのも変な話だと。それも酷な話で、非常に親として、社会の一員として思い悩んでいるというふうなお話がありました。解決をするソリューションというのは非常に難しい問題だというふうに思いますけど、先ほどの縦と横、ここを一つ一つ整理していくことが大事なかなというふうに思っております。

せんだって三神英彦委員が代表質問でお話をいただきましたこの学校を支える体制づくりということで、子どもは社会の子と、我が子のように思う、そして地域の子でもあり学校の子でもあると、そして、その子の親もいるといったお話もいただいたところでございまして、代表質問のご答弁では教育長のほうから、様々な子どもたちの問題行動等というものに対するものとしても、学校で起きている問題については要因が複雑に絡み合ってきており、学校での対処が難しくなっている、そういったご答弁がありまして、全市を挙げて重層的な支援体制を構築してまいるといったお話がありました。注目したのは、学校での対処が難しくなっているという教育長のご答弁、ここに私は注目したわけでございます。決して責任を放り投げているという話ではないと思います。私も、いろんなお話を地域から聞いております。なんで学校というのは対応してくれないんだ、なんで学校は情報をくれないんだ、対応が遅い、隠しているんじゃないかといったお話まで受けたりもする。学校側に問合せすると、なるべく地域には関わっていただきたくないような様子で、なぜか抱え込むような話もないわけではない。なぜこういう硬直した話になるのかと。地域は学校に対して、学校は地域に対してと、非常に

残念な構図だというふうに私は思って聞いておりました。見ておりました。それで、何でもかんでも学校に言えいいというものではないという話は、三神委員が代表質問でお話ししたところ。

一方で、学校側、教員側も、抱え込むような慣習や文化があるのであれば、それは見直さなければならぬという指摘もさせていただきました。学校という場がどういう場なのかということ、これは教育委員会もそうありますが、我々自身が自立して自制的に行っていかなければ、ひいては子どもたちの教育現場が乱れていくことにもなります。先生方が、その苦情や不満というものを2時間も3時間も電話で受けるようなこともあると聞いております。そこで、この負担というふうには言いたくはございませんけど、本来的な教員の方々のお仕事ということを、聖職とも言いますけれども、これを全うしていただいて子どもたちの学びを推進していただくためにはどうしたらいいかということと言いましたら、隣の藤田委員に天理市に連れて行かれまして、そして連れて行かれまして、天理市長が自ら60分強、我々にレクチャーしてくださいました。そして近隣市町村、そして奈良県ですけども、その中で非常に驚いたのは、学校現場には、もう相談事は基本的に来ませんということで、相談事は、この学校の校長OBの方々が中心ですけど、ここに全て来ますと。ちなみに、その内容も市長が毎日全部見ているという内容でございまして、力説されておりました。先ほどのデータプラットフォームの話も一応しておきましたけども、政令市にできるかなんていうふうにおっしゃっていましたが、そういうふうな中で、これは天理市なんですけども、専用窓口のほっとステーションということで、見に行ってみいました。

それで、教員の方々の77.5%が保護者対応に負担を感じていると。これは責任を負いたくないという意味じゃないんですね。やはり、本来の仕事に何とか傾注したいという思いだというふうに思っています。私も、地域等々からいろいろ話を聞いて

いると、これは、それこそさっきのように整理をしなきゃいけないなというふうに思って問合せをさせていただいたのですが、市教委の皆さんは、この体制の中でどうやるかを考えたいというお話でありました。中身を充実していったら、行く行くは後ほど文科省の事業を説明しますが、もうモデル事業が始まっています。始まります。それがいいかどうかは分かりませんが、質問をしてまいりますけれども、どうしていったらいいかということ、みんなこれは考えないと、これは学校現場も大変なんだろうなというふうに思うところでもございます。

そこで、すみません、ちょっと前置きが長くなっちゃって申し訳ございません。

それで質問でありますけれども、教員は相談された内容にどのように対応しているのか、現状について伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 ご質問のございました教員の相談対応の現状についてお答えをいたします。

教職員が児童生徒や保護者と信頼関係を構築すること、これは児童生徒の教育に強い影響を与えますことから、学校では主に担任の先生が児童生徒や保護者からの相談を丁寧に聞き取り、対応しているところでございます。

一方で、担任の先生が1人では解決が難しい相談につきましては、校内の生徒指導対策組織などにおきまして、情報を共有したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に助言を求めたりするなど、1人で抱え込まないよう取り組んでいるところでございます。

●伴 良隆委員 今のお話で私は納得するわけではないわけであります。

本当に教員の方々が抱え込まないようにしているんだと思いますよ、しているんだと思いますけど、気持ちとして、人間として、教員の方としての、よかれと思って、やっぱり相談があれば当然聞きますよね。聞きたいし、何とかしてあげたい

と思うんですけれども、それはすごくありがたいです。そういう先生はありがたい。けど、先ほど言ったように、地域からすれば、それは通称抱え込みじゃないかというふうに言われかねないようなことがあるわけでございます。そこで、先ほどの天理市の事案なんかも見させていただいた。そして、国のほうの事業、学校相談を民間が対応するというところで、文科省のモデル事業も実際にあるというふうな状況になっておりますけれども、そこで質問であります、学校だけでは困難な相談、これについてはどのように対応しているのか伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長　ただいまご質問のございました学校だけでは困難な相談の対応についてでございますが、現在、子どもや保護者からの相談の中には学校での対応が難しくなっているものもございます。

このため学校では、法律上の判断が必要とされるものは弁護士でありますスクールロイヤーに相談いたしましたり、福祉的な相談につきましてはスクールソーシャルワーカーを通じまして区役所の専門部署等と相談するなど、関係機関と連携したりして対応しているところでございます。

スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家につきましては、活動時間の制限もありますことから、近年増え続ける難しい相談について、学校がより適切な時間をかけて対応できますよう体制を充実することが必要と認識しているところでございます。

●伴 良隆委員　少しずつ、実はかみ合っているんですね。実際に困ったようなその相談事を抱え込まないようにするという意味でも、先ほどスクールソーシャルワーカーの話もありましたけれども、そういったところを充実させながらやってきていて、スクールロイヤーのほうもそうですね、そういったところで負担というものを軽減しながらということで、1人が抱え込まないようにしているんだというお話でございました。

そこで、続けて質問でございます。子ども未来

局なども当然、相談に応じているところでございまして、アシストセンターの方々も含めて、子ども未来局のほうにもいろいろ問合せをさせていただいております。しかし、私が認識しているのは、現にそういった相談事が子ども未来局にじかに来たり、また照会が来たりして相談があることも、それは聞いております。学校には、こういったカードを、みんなの味方アシストセンターというこのカードも、全校、全生徒に配っていただいているとも承知はしております。

しかし、教育相談、僕が知るところだと、教育相談からあまりアシストセンターのほうに、非常に困難な事案だから頼むといったような形跡というのはちょっと薄いんじゃないかなというのが僕の認識でございます。

そこで、せっかくこのいろいろと、教員の方々の負担というものを抱え込まないようにしようとしている中において、質問でありますけれども、教育委員会と他部局が連携し、どのような支援体制を設けているのか確認させていただきます。

●喜多山児童生徒担当部長　教育委員会が他部局とどのような連携をして支援体制を構築しているかというご質問でございましたが、具体的には札幌市いじめ対策連絡協議会、これを年2回開催しておりますが、これには北海道警察、法務局、札幌人権擁護委員、子どもの権利救済事務局等といじめの防止に関する施策等について意見交流を行い、よりよい連携につながるよう取組を進めているところでございます。

また、児童虐待の対応につきましては、児童相談所が事務局となって子ども支援推進会議を開催いたしまして、児童相談所と学校教育委員会との連携の在り方について実務者レベルでの協議を行いまして、機関相互の協働による児童生徒の支援を推進しているところでございます。このような定期的な連携会議に加えまして、緊急を有する児童生徒の、例えば自殺関連行動につきましては、現在、保健福祉局が今年度から施行しておりますさっぽろ子どもの自殺危機対応チーム事業、これ

と連携いたしまして、学校の対応を速やかに支援できるよう準備を進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、様々な関係機関との連携を強化いたしまして、学校が抱える困難な相談に対して迅速かつ円滑に支援できるよう取り組んでいるところでございます。

●伴 良隆委員 まだまだ、そういったご答弁でございますけれども、確かにいろんな関係機関が、教育委員会から頼むという場合と、それから今、喜多山部長からお話があったように、各部局から、教育委員会さんと、どうですか、我々もいろいろとできますよ、フォローしますよ、アシストしますよといった、そういった事例なんかを紹介いただいた、これはとてもいいことだというふうに思っておりますが、まだ納得いかないわけであります。

そこで伺いますけれども、では、教育長がおっしゃった学校を支える重層的な支援体制の中心的な役割を果たすというふうな意味合いでございますけど、これは教育委員会がしっかりと責任を全うするためにもやっていただかなきゃいけないということでございますので伺いますけれども、教育委員会では今後どのように体制を強化していくおつもりか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 質問のございました教育委員会の体制強化についてでございますが、子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。学校においても、これまでにない新たな対応が必要となりましたり、対応件数が増えていたりすることが想定されるところでございます。

教育委員会といたしましては、学校からの相談に対してきめ細かく対応できますよう、次年度は指導主事やスクールソーシャルワーカーを増員いたしまして、学校支援を担当する専門部署の体制を強化してまいります。

加えまして、他部局との様々な連携会議におきまして、情報共有レベルから事例検討など、実効性の高く具体的な協議をすることで、学校を支え

る在り方をそれぞれの部局と検討してまいります。

●伴 良隆委員 どうもありがとうございます。今日のところは一定の理解をしております。先ほど来お話のあった、この指導主事、スクールソーシャルワーカーの次年度の増員といったお話がございます。これは予算措置でございます。そして、学校支援を担当する専門部署の体制を強化したいということでございました。私、他都市の事例を参考にするというのは当然だと思いますけれども、よくあるのが、小さい町だから札幌市には参考にならないということをふっと聞くとときがあるんですね。僕は全然そんなことないと思いますね。小さい町だからこそ非常に機動性があるというんでしょうか、判断力が、即効性があるというふうな場合もございますので、もちろん何でもかんでも写しがいいとは思いませんけれども、非常に参考になると思います。

ちなみに、天理市のほうは、人口は6万人でございます。なので、比較にならないというふうな声も聞こえがちなんですけれども、じゃあ、この外部の相談が、学校に直接、教員に直接ということ、こちらへどうぞというふうな形を作っているという意味では、実は今、喜多山部長がずっと答弁されてきたものというのは、そういうものを重層的に作っていて、教員の方が抱え込まないように学校の中で支援をし、専門家の方で重厚にシェアをしていく、他機関も含めてといった話なので、実は整合性が取れている答弁だというふうに私は思います。ただし、私が思うのは、そういうものを作り上げたら、後には、いずれは相談事、何でも先生に相談しちゃ駄目ということじゃないですよ。していいんですけども、相談事があったら、ダイヤルインを作ってくださいとまでは言いませんけれども、学校は学校の専門の相談、だけど、その他と言ったらあれですけども、何か相談事があったら、別の組織というものを作って、ここに先ほど喜多山部長がおっしゃったものを、そこに入れ込むということ。今のお話

も、ずっといきますと、人が欲しい、人が欲しい、欲しい、欲しいと結構複雑で、どこに電話していいか分からなくなっちゃう。そうじゃなくて、ここにそういう専門家がいます。教員の方々に相談したいというふうに言ったら、まずここに来てくださいというふうな、相談してくださいというような構図が、今後、僕は未来、いいのではないかなと、ふと思ったりもします。ただ、せっかく喜多山部長がおっしゃっていただいた予算措置のこともございますので、まさにその重厚な、その重層的な組織というものを作り上げていただくと。そして、結果的に、教員の方々に来る負担を減らし、そして、それが結果的に、子どもたちに接する時間を確保し、先ほど山田洋聡委員が言いましたけれども、学びの質というものもそうでございますけれども、そういったことも高めていただきたいというふうに思っております。本当に、学校と地域、そして市教委が好循環をするように願ってやみません。

●成田祐樹委員 私からは、部活動の指導員地域移行と児童生徒への性被害への対応の2点について質問をしようと思っていたのですが、先ほど、Jリーグのピッチに立った藤田委員から部活動の地域移行の話がたくさん出ましたので、2点目の児童生徒の性被害への対応の1点だけに限って質問をさせていただきたいと思います。

この質問に関しては、昨年度、私が第1回定例議会で代表質問で行いました、いじめに対する対応、対策について質疑をさせていただきましたが、残念ながら、引き続いて今年度も、いじめ重大事態とした報告が上がってきているところであります。この性被害についてなんです、学校で起こり得る性被害、性暴力に関しては、これは様々なパターンが考えられると思います。教員と児童生徒、または児童生徒同士、さらには、異性に対する行為だけではなく、同性間でも起こり得る問題でもあります。

令和3年に、市内の小学生男児が中学生の男子生徒から性暴力を受けたという事件がありまし

て、昨年10月に市教委が、いじめ重大事態として第三者委員会による調査報告書を公表しました。その期間として、3年近く経過してからの公表となったわけですが、大きく時間を要したほか、初動にも問題があったのではないかと考えるわけがあります。この事件が起こる前に、政府は令和2年の6月に、性犯罪・性暴力対策の強化の方針というのを策定し、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省を交えた会議を経て、その方針が各市の教育委員会にも落ちてきていると思っております。

ここでまずお伺いしますが、この方針として、令和2年度から4年度まではどのような期間であったかとされているのか、まずはお答えいただきたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 ただいまご質問のございました、令和2年度に策定されました性犯罪、性暴力等対策の強化の方針についてでございます。

本市といたしましても、その方針を受けまして、各学校への通知、まずは周知ということで捉えておりまして、まずは周知をさせていただいたところでございます。それから、令和3年につきましては、その大きな対策の一つでございます生命の安全教育、この教材が令和3年には完成してまいりましたので、その取組について各学校に周知をし、取組の促しをしていたというところでございます。

●成田祐樹委員 私は、この令和2年から4年までの期間、3年間の期間というふうに質問させていただいたんですが、これ、政府は令和2年6月に、今言った方針を策定して、この2年から4年間の3年間で、この集中強化期間にしたいというようなことで、これは通知が落ちてきているわけです。

今回のこの事件というのは、この集中強化期間の中で起きてしまった事件というわけになります。

そこで、さらに、令和5年の3月30日に、文部科学省が各市の教育委員会宛てに通知文を出して

おりますが、それがどのような内容であったのか、また、令和5年から7年度においてはどのような期間であると通知したのかお答えをいただきたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 文部科学省につきましては、その令和2年から令和4年の3年間の取組をさらに強化するというので、令和5年から令和7年までをさらなる強化期間ということで位置づけておりまして、先ほど申し上げました教材ですとか教育相談体制、それから学校での現場の実践、それが生きますように、さらなる強化の習慣として位置づけたということで、各学校にも通知しているところでございます。

●成田祐樹委員 今おっしゃっていただいたように、さらなる強化期間ということで、方針、概要等々含めて、国から様々な指針が落ちてきたわけでございます。

そういった状況にありながらも、今回いじめ重大事態として、性被害、性加害に関する問題が出てきてしまったというところで、私は、ここの部分については、これまでの経緯、経過からも、少し軽んじて見ているんじゃないかなというふうに危惧をしているところです。

ここで、少し前に起こった事件に話を戻したいと思います。平成28年に、市の児童相談所に勤務していた職員が、10代の男子児童にわいせつな行為をしたとして逮捕されるという事件がありました。この職員は、元札幌市の小学校に勤務している教員であったとのこと。その経過として、平成14年、2002年当時、当時の札幌市内の小学校に勤務していた際にもわいせつを巡る事件を起こし、依願退職したと報じられております。なぜ、そんな経歴のある元教員を児相が採用したのかという部分は所管外なのでここでは触れませんが、様々な理由で傷ついた状況で、一時保護になった児童生徒に対して、性加害を行うという行為は大変卑劣なものであり、これは許されるものではありません。ただ疑問に思うのは、この元教員が、なぜそのような過去がありながら、当時、停職6

か月で済んだのか、しっかりとした調査をしなかった、しないような風潮があったのではないかと私は考えるところです。

ここで伺いますが、この児相で起こったわいせつ事件の後に、その元教員に関する被害調査を改めて行ったのか、また児相での事件に関する総括などを市教委として行ったのか、お答えいただきたいと思います。

●菅野教職員担当部長 処分に関わってですけれども、その総括等は、残念ながら行ってはおりませんが、そういった性加害を行った場合、そういったことがないように、これからの採用につきまして、教育委員会としても、しっかりと現在、確認をしているところでございます。

●成田祐樹委員 そういうような一件がありながらも、正直、その後の後の調査というのは、私どもは何もしていないというふうに思っております。それで、この逮捕された元教員なんです、実は、小学校6年生のときの、私の担任でした。当時から、男児児童に対する性加害のうわさが絶えなかったのを、私はしっかりと記憶しております。私が小学校6年生だったのが、これ、1990年、平成2年ですから、平成14年まで、この依願退職する平成14年までに、最低でも13年間は、被害に遭った複数の児童がいたのではないかと思います。こういった経過を見ていくと、市教委では、性加害、性被害などに対して、長年放置してきた体質みたいなものがあるのではないかと、今回のいじめに対する対応を見ていると、危惧をしているところです。

ここで伺いますが、この児相での事件が起きた平成28年以降、令和3年までに、学校内で児童生徒の性被害、性暴力の再発防止の施策として何か講じたものがあれば、お答えをいただきたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 平成28年から令和3年までの学校での対策というご質問でよろしかったですでしょうか。

性被害というものは、非常に見えづらい、発見

しづらい、潜在するものだというふうに認識をしてございます。まず一つは、子どもたちが、そういった不安や悩みを相談しやすくする体制、これを整えることが非常に重要だというふうに考えております。さらには、先生方がそういった性犯罪や性暴力、そういった性に関することについての理解ですね、被害を受けた子どもたちがどんな精神状況にあるのか、どんなトラウマにあるのか、そういったこともしっかりと正しく理解をするということが大事だというふうに考えておりまして、教員研修、こういったものにつきましては、しっかりとやっているところでございます。

●成田祐樹委員　今回のこの兇相の件もそうですけど、これは女兒児童ではなくて男性児童であったと、これは男性児童だったからあまり深く考えられなかったのか、これが女性だった場合、もっと大きな話になっていたのではないかなというふうに思うところですが、そういった部分も含めて、私は、問題意識がそれまでも含めて低かったのではないかな、そういったものが起因して、今回の令和3年の事件に結びついたのではないかなというふうに、私は一つ考えるところであります。

そこで、また少し話は戻りますが、令和5年の3月30日の通知等々含めて、この性被害の相談窓口として、ワンストップ支援センターを設けて周知するように国から通達を受けております。では、札幌市の場合、このワンストップ支援センターは一体どこに該当するのか、お答えをいただきたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長　ワンストップ支援センターにつきましては、本市といたしましては、子どもたちには、小学校4年生以上に、相談窓口周知カードというものを配付しております。これぐらいの大きさになります。こちらのほうには、性暴力被害者支援センター北海道、通称SACRACHといったところをですね、支援センターということで子どもたちにも周知をしているところでございます。

●成田祐樹委員　このSACRACHだと思うんですね、これ、道と一緒にやっている、そこについて、今、持たれていた紙については、これは各学校で常時配付しているものなのか、配付年次等を含め、記述についてどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長　このカードにつきましては、これは毎年小学校4年生以上に配付をさせていただいております、その配付の際にも、ただ先生方が、はいというふうに配るだけではなくて、しっかりとこのカードの使い道ですとか相談先の案内を指導するように、そういったことも含めまして、各学校にはお願いをしているところでございます。

●成田祐樹委員　低学年には配っていないということですか。

●喜多山児童生徒担当部長　はい、そうですね。小学校4年生以上ということで配付をしております。

●成田祐樹委員　当然ながら、この件に関しては、今お話ししましたとおり、児童生徒内での事件があった、低学年というようなことも考えなければならぬということを考慮すると、そういったような対策をしなければならぬのかなというふうには思っております。

そこで、このSACRACHに関してなんですが、ここについて、いろいろここに対して言うのは所管外ではありますが、いろいろとリーフレットを作ったり、ホームページ等を作っています。

そこで私が、これは気になったのが、リーフレット、こういうふうに書いていますけど、相談員、弁護士、警察、医療機関、行政とは協力しますと書いていますが、これは学校が入っていないんですね、これ。ホームページも学校が入っていないんです。しかしながら、国の通知の中には、子ども性被害に関する連携について、これは保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から必要に応じてワンストップ支援センターへ支援要請を行われ、その専門的

知見を活用しながら連携して対応するという、こういった連携構築を進めろというふうに入っていますが、正直言うと、このSACRACHがうまく活用できているような体制であったのか、学校との連携をうまくこれまで講じて、そういうような施設をPRしたのかというところが、若干疑問が残るところです。また、このSACRACHについては、もちろん設置の経緯がありますから、女性の被害に対する部分というのが非常に主としてあるのかなというふうに思っておりますが、少なくとも男性児童、しかも低学年の児童が、なかなかそこに相談するというのは、ぱっと見の、いろいろリーフレット等も含めて、なかなか難しいのではないかなと思うんですね。

そういったところも含めて、私は、連携というところ、そういった部分の連携というのが、今後、必要になるんじゃないかなと思うんですが、どのようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長　まず、今ご質問のございました小学校低学年のお子さんについてということですが、現在、これを小学校4年生以上に配付しているというところにつきましては、まずは、やはり小学校低学年のお子さんにつきましては、学校の先生方がしっかりと見守って、子どもたちの変化に気づくというところを重視させていただくというところで考えているところでございます。

あわせて、このSACRACH等との連携につきましては、今後とも、関係機関と連携することとして、相談先として紹介しているというからには、やはり私どもも、これまで以上に連携をして取り組んでいくということを考えていきたいと思っております。

●成田祐樹委員　最後の質問になりますが、次年度の令和7年度で、さらなる集中強化期間は終えることとなります。これまでであった学校内の性被害や性暴力を再度起こさないためにも、市教委としては対策を集中的に行っていく必要があると

と思いますが、最後、それをどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長　さらなる強化期間の最終年ということでございますが、やはり子どもたちを性暴力等の加害者、それから被害者、そして傍観者にもさせないということが非常に重要だというふうに考えています。

人間尊重の教育はもちろんでございますけれども、先ほども申し上げましたが、文部科学省が推進しております生命の安全教育、こちらのほうの確実な実施ということを、各学校には今、通知等で働きかけているところでございます。

そういった辺りも、学校と一体になって取組を進めるようにしたいというふうに考えております。

●成田祐樹委員　最後、2点、要望です。

先ほど申し上げたとおり、来年度が最終ということも考えて、しっかりと対策をしていただき、同様な事態が起きたときに、相談先がない、相談・連携がないというようなことがないようにお願いをしたいと思います。

もう一点、要望なんですが、こういったわいせつ行為を行った教員に対して、今はそれに対するデータベースがあるというふうに聞いております。特定免許失効者管理システムというのですが、これについては、これは免許を失効した人しか載らないんですね。言ってしまうと、こういった事件を起こして免許を失効した、もしくは禁錮刑以上の刑になってしまった、失効した人は載るけど、先ほど私が申し上げた元教員は、これは停職6か月ですから載らないわけですよ。教員免許があるから児相に採用されているんですね。言ってしまうと、国が言ったデータベースに、こういった教員、過去の市教委の処分の内容によってはデータベースに載らずに漏れてしまう人がいるかもしれません。ぜひ、そういった、このデータベースに頼り切らず、しっかりと調査をして、同様の事故が起きないようにやっていただくことを強く要望して、質問を終わりたいと思います。

●**米倉みな子委員** 最後の質問ですので、よろしく願いいたします。

私からは、2件質問いたします。

1件目は、化学物質過敏症の児童生徒への対応についての質問です。最初は、化学物質過敏症の児童生徒数の把握について伺います。化学物質過敏症の児童生徒は、学校内のワックスや備品などからの揮発性有機化合物に反応しますが、最近では、洋服の柔軟剤や消臭スプレー等の香りによって頭痛や吐き気などの健康被害を受けると聞いています。誰でも発症する可能性があることから、柔軟剤等の香りなどをなるべく軽減する環境づくりが求められていると考えます。

そこで質問です。まず、直近3年の教育委員会が把握している化学物質過敏症の児童生徒の人数を伺います。

●**吉田調整担当部長** 直近3年間の化学物質過敏症の児童生徒数についてお答えいたします。

教育委員会が毎年度、各学校に照会をし、状況把握をしている直近3か年の化学物質過敏症と思われる市立学校の児童生徒数の数につきましては、令和6年度が20名、令和5年度が28名、令和4年度が25名となっております。

●**米倉みな子委員** 学校が、家庭から子どもの健康状況を申し出てもらう健康調査票においては、化学物質過敏症であると明確に記入できる様式にはなっていないと保護者から伺っています。そうしたことから推察すると、実際には、化学物質過敏症の児童生徒はもう少し多いのではないかと考えます。

次に、教師の理解向上への対応と情報共有に係る認識や今後の取組について伺います。教育委員会は、化学物質過敏症の児童生徒への対応については、教室の換気や教科書の天日干しなど、子どもの状況に応じて、個別に症状の緩和につながる取組や、また、学校だより等を通じて、柔軟剤等の使用に係る配慮などについて保護者にも通知するなど、学校内での理解の促進に努めてきたと聞いています。そうした個別対応をするためには、

教師の化学物質過敏症に対する理解が不可欠であり、教師に対する研修を行っていると考えていますが、過敏症の子どもの保護者からは、担任が変わると一から説明するが、理解してもらえない場合がある、また、教師が着ているジャージの柔軟剤の香りが強くて息苦しいという子どもの声を聞いています。

そこで質問です。このような状況がある中、教師の理解のさらなる向上に向けて対応が必要と考えますが、どのように取り組むのか伺います。

また、進級、進学の際や、教師間でさらに情報共有し、児童生徒に対応できるようにしていくことが重要と考えますが、認識と今後の取組について併せて伺います。

●**吉田調整担当部長** 教師の理解向上への対応と情報共有に係る認識や今後の取組についてお答えいたします。

化学物質過敏症に関しましては、ポスターの掲示や教職員への研修などを通じまして、周知、理解促進に努めており、各学校の置かれている環境に応じて適切な対応が図られているものと認識しております。

こうした各学校の対応を支援するため、教職員向けリーフレットの活用などを進めてまいりましたが、今後は具体例の掲載を検討するなど、内容を充実させ、さらなる教職員の理解向上に努めてまいりたいと考えております。また、教職員間の情報共有は非常に重要でありまして、これまでも校内の会議などで情報共有を行ってきておりますが、小中学校間の進学の際の引継ぎなど、特に慎重さが求められる情報共有につきましては、改めてその重要性について周知を図ってまいりたいと考えております。

●**米倉みな子委員** 情報共有は重要とお考えとのことでした。

柔軟剤などの香りが、よい香りと感じ、健康被害を受けていない人は、香りで影響を受ける人がどのように苦しいのか想像できないのではないかと思います。私も、当事者のお話をお聞きし、そ

の深刻さに驚きました。クラスで過敏症の子どもに個別対応した事例などを、ぜひ、教師間、また子どもが進学する学校間で情報共有し、理解を広げていただきたく、お願いいたします。

最後に、シックハウス対策マニュアルによる対応について伺います。

過敏症の子どもには個別対応をすることになっていますが、仮に教師の過敏症への理解が不十分な場合は、先ほど言ったように、子どもや保護者が説明しても、教師が理解してくれるとは限りません。例えば、化学物質過敏症の児童生徒に学校がどのように個別対応しているのかなどの情報を参考事例として、広く学校同士、教師同士が情報共有することができれば、過敏症の子どもや保護者にとって大変喜ばしいことです。

札幌市は、2007年に、幼稚園・学校におけるシックハウス対策マニュアルを策定し、教室の換気や空気測定、化学物質の軽減化などに先進的に取り組まれてきており、市民ネットとしては評価をしています。

そこで質問です。過敏症の児童生徒への個別対応について広く情報共有するための一つの方法として、幼稚園・学校におけるシックハウス対策マニュアルに、対応事例を個人が特定されない配慮の下、掲載してはどうかと考えますが、所見を伺います。

●吉田調整担当部長 シックハウス対策マニュアルへの対応事例の掲載についてお答えいたします。

化学物質過敏症と思われる児童生徒等につきましては、学校において事例に応じたきめ細やかな対応が必要なため、適宜、保護者から状況を聞き取り、できるだけ症状の緩和につながるような取組を行うなど、丁寧な対応に努めているところでございます。

個別の事例への対応については、個々の状況によって対策も異なると考えられますことから、学校と教育委員会が状況に応じて相談しながら進めていくことが肝要であると認識しております。

今後につきましては、教職員の対応能力の向上に資するよう、教職員への研修などで具体的な対応事例を取り扱うことなど、専門的知識を有する関係機関の助言も得ながら、情報共有の在り方について検討してまいりたいと考えております。

●米倉みな子委員 ありがとうございます。

教師の研修については、全ての教師が研修を受けることができるようにしていただきたいと思います。

今後、専門機関の助言もいただくとのことですが、ぜひ化学物質過敏症当事者による研修も検討することを求めて、この質問は終わります。

2件目の質問は、コミュニティスクールについて質問いたします。

いじめや不登校、虐待など、子どもたちを取り巻く環境は、一層複雑化、多様化し、学校においては、社会に開かれた教育課程の実現に向けた取組が必要とされています。そうした課題に対応するとして、コミュニティスクールは、2017年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、努力義務となった学校運営協議会を設置し、学校だけではなく、家庭や地域が協力し、一体となって子どもを育む取組と理解しています。学校や家庭のみならず、地域の多様な関係者が参画する教育活動に期待もしているところです。

そこで質問ですが、コミュニティスクールの導入に関する進捗状況と来年度の取組について伺います。

●吉田調整担当部長 コミュニティスクール導入の進捗状況と来年度の取組についてお答えいたします。

地域ぐるみで、義務教育9年間の子どもの育ちや学びを継続的に支えるため、札幌市が推進する小中一貫した教育との一体的な取組といたしまして、中学校区を単位としたパートナー校区を基本に、今年度から学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールを導入いたしました。今年度は、申請があった7パートナー校区15校で学校運営協議会を導入したところでございます。また、来年

度につきましては、申請がありました28パートナー校区90校及び幼稚園1園において、新たにコミュニティスクールを導入する予定でございます。

●米倉みな子委員 コミュニティスクールは2024年度から導入され、来年度は90の小中学校と一つの幼稚園でも導入が広がるということです。学校運営において、家庭や地域との関わりを充実していくことは、生きづらさを抱えている子どもたちにとっても多様な見守りにつながると考えます。

こども基本法に基づき、2023年12月、こども政策を総合的に推進するため、こども大綱が閣議決定され、子どもの権利を保障し、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら共に進めていくことなどが基本的な方針として示されました。

札幌市においては、2009年4月に子どもの権利条例を施行しており、以来、その理念に沿って教育行政が行われてきたと認識しております。

子どもに関わるあらゆる取組において、子どもが等身大で意見を表明できるように、環境を整えることが重要と考えます。

そこで質問です。札幌市が目指すコミュニティスクールの特徴の一つとして、子どもの声を学校運営に反映させるとしておりますが、どのように取り組んでいるのか現状と課題を伺います。

また、幼稚園児、児童生徒など、成長に合わせた対応が必要と考えますが、どのように取り組んでいくおつもりか併せて伺います。

●吉田調整担当部長 子どもの声を学校運営に反映させる取組の現状と課題、それから幼稚園児、児童生徒など、成長に合わせた子どもの声の把握の仕方、この2点についてお答えいたします。

子どもの声を聞いた事例といたしましては、小中合同で実施した避難訓練を通じ、中学生であっても地域のためにできることがあると気づいたという生徒のアンケート結果を学校運営協議会で共

有したことで、次年度から小中学校と地域住民との合同による地域防災活動を検討していくきっかけとなった事例などがございます。

今後は、このような子どもの声を学校運営協議会に取り入れる取組を広げていくとともに、具体的な地域ぐるみの活動が展開される動きに結びつくよう普及啓発を図ってまいりたいと考えております。また、委員ご指摘のとおり、幼稚園児につきましては、児童生徒と比較いたしますと、意見等を話すことへの丁寧な支援が必要な側面もあると認識しているところでございます。そこで、教員が発達段階に応じて子どもと関わり合いながら子どもの声を引き出していく手法などを引き続き検討するとともに、子どもの声を聞き、学校運営に反映させた好事例を数多く創出しまして、その手法や成果を学校や地域に丁寧に情報共有することで取組を一層加速させてまいりたいと考えております。

●米倉みな子委員 学校、家庭、地域が一体となって、地域全体で子どもたちを支援していくためには、子どもの権利条例に基づく大人の子ども観を共通理解として向上させ、子どもの意見反映に向き合うことが大変重要と考えます。

子どもの権利の理解については、子ども未来局が中心になって取り組んでいると思いますが、子どもが一日の多くの時間を過ごす幼稚園や学校において、関係者の理解促進は不可欠です。

教育政策において、これまでも子どもの声に耳を傾ける取組が行われていますが、コミュニティスクールの導入をさらに進めるに当たっては、どの学校においても子どもの声が反映されるよう求めておきます。

最後に、コミュニティスクールの周知について伺います。コミュニティスクールを推進していく上では、幅広い地域住民の参画が重要と思われます。

そこで質問ですが、コミュニティスクールの周知についてどのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組むのか、併せて伺います。

●吉田調整担当部長 地域への周知に関するこれまでと今後の取組についてお答えしたいと思います。

これまで教育委員会において作成したパンフレットなどを活用いたしまして、教育委員会と学校が連携しながら学校運営協議会の導入を検討している学校の地域等を中心に説明会などを開催し、制度の概要等を周知してきたところでございます。

今後は、既に学校運営協議会を導入した学校の先行事例なども活用しながら、制度の周知等への理解が一層深まりますよう、引き続き地域への説明などを丁寧に行ってまいりたいと考えております。

●米倉みな子委員 ありがとうございます。

これまでも、学校は、家庭や地域との連携を深めるべく、学校評議員制度やPTAなどを通して子どもが学ぶ環境づくりに取り組まれてきたと思います。しかし、役員の成り手不足や防犯の視点での学校開放の課題などから、今後の学校づくりの展望が見通しづらい環境もあったのではないかと考えます。コミュニティスクールの取組を、子どもや教師をはじめ、家庭や地域の関係者と丁寧に情報共有し、子どもたちが安心して学べる環境づくりをさらに充実していただけるよう求めて、私の質問を終わります。

●村山拓司委員長 以上で、第1項 教育委員会費等の質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました全案件に対する質疑を終了いたします。

今回の委員会ですが、3月26日水曜日午後1時から、討論及び採決を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これをもちまして散会いたします。

散 会 午後5時58分